

## 関 係 学 則 一 覧

	学則名	改正の有無		全文	変更事項を 記載した書類	新旧 対照表	頁
		工学部 定員増 に伴う もの	その他				
1	東北大学学部通則	有	無	○	○	○	2
2	東北大学学位規程	無	無	○	—	—	30
3	東北大学工学部規程	有	無	○	○	○	51
4	東北大学工学部授業科目及び単位数内 規	有	無	○	○	○	66

○東北大学学部通則

昭和27年12月18日

制定

改正 昭和28年7月21日

昭和29年7月1日

昭和30年1月22日

昭和30年7月1日

昭和31年4月1日

昭和32年3月26日

昭和32年4月22日

昭和32年6月27日

昭和33年4月1日

昭和34年2月21日

昭和37年4月17日規第46号

昭和38年5月15日規第43号

昭和38年11月19日規第82号

昭和39年3月17日規第21号

昭和39年9月22日規第58号

昭和40年4月16日規第33号

昭和41年3月15日規第19号

昭和45年7月21日規第54号

昭和47年4月18日規第38号

昭和47年5月16日規第70号

昭和48年3月20日規第20号

昭和48年5月15日規第41号

昭和50年4月1日規第31号

昭和52年3月15日規第16号

昭和53年4月18日規第34号

昭和53年9月19日規第52号

昭和54年6月12日規第41号

昭和54年10月16日規第51号

昭和57年4月20日規第24号

昭和62年3月17日規第12号

昭和63年2月16日規第11号

平成3年2月19日規第7号

平成3年7月16日規第51号

平成3年12月16日規第72号

平成5年4月1日規第61号  
平成7年7月18日規第69号  
平成8年9月17日規第90号  
平成9年1月21日規第4号  
平成11年1月19日規第3号  
平成11年7月19日規第79号  
平成11年12月21日規第89号  
平成13年2月20日規第5号  
平成13年10月16日規第156号  
平成15年2月18日規第3号  
平成15年10月1日規第148号  
平成15年10月14日規第168号  
平成16年4月1日規第85号  
平成16年10月26日規第295号  
平成17年3月31日規第29号  
平成17年4月1日規第73号  
平成17年9月26日規第169号  
平成18年4月1日規第59号  
平成18年7月26日規第122号  
平成18年10月23日規第138号  
平成18年12月22日規第179号  
平成19年3月29日規第32号  
平成19年12月4日規第139号  
平成20年3月31日規第65号  
平成21年3月30日規第54号  
平成22年3月30日規第31号  
平成23年3月31日規第38号  
平成24年4月6日規第43号  
平成24年6月25日規第84号  
平成25年5月16日規第84号  
平成25年6月25日規第89号  
平成26年3月25日規第33号  
平成27年3月23日規第26号  
平成28年6月23日規第68号  
平成28年9月27日規第76号  
平成29年1月24日規第3号  
平成30年3月29日規第52号

平成31年3月26日規第28号  
令和2年3月28日規第39号  
令和2年7月7日規第64号  
令和3年3月30日規第17号  
令和4年3月29日規第38号  
令和5年3月29日規第52号  
令和 年 月 日規第 号

## 東北大学学部通則

(昭30年1月22日・一部改正)

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 入学、再入学、転学科、転学部、転入学及び編入学（第6条—第17条）
- 第3章 休学（第18条—第20条）
- 第4章 転学、退学及び除籍（第21条—第23条）
- 第5章 教育課程及び履修方法（第24条—第26条の2）
- 第5章の2 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等及び留学等（第26条の3—第26条の5）
- 第5章の3 大学以外の教育施設等における学修（第26条の6・第26条の7）
- 第6章 卒業及び学位授与（第27条・第28条）
- 第7章 懲戒（第29条）
- 第8章 授業料（第30条—第35条の2）
- 第9章 科目等履修生（第36条—第43条）
- 第10章 特別聴講学生（第44条—第48条）
- 第11章 学部入学前教育受講生（第49条—第52条）
- 第12章 外国学生（第53条・第54条）

### 附則

#### 第1章 総則

第1条 東北大学（以下「本学」という。）に置く学部及び学科は、次のとおりとする。

文学部 人文社会学科

教育学部 教育科学科

法学部 法学科

経済学部 経済学科、経営学科

理学部 数学科、物理学科、宇宙地球物理学科、化学科、地圏環境科学科、地球惑星物質科学科、生物学科

医学部 医学科、保健学科

歯学部 歯学科

薬学部 創薬科学科、薬学科

工学部 機械知能・航空工学科、電気情報理工学科、化学・バイオ工学科、材料科学総合学科、建築・社会環境工学科

農学部 生物生産科学科、応用生物化学科

2 学部の定員は、別表第1のとおりとする。

(昭32年4月22日・昭38規43・昭40規33・昭45規54・昭47規70・平16規85・平18規59・平18規179・平20規65・平27規26・一部改正)

第1条の2 学部又は学科等ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、各学部規程の定めるところによる。

(平18規179・追加)

第2条 修業年限は、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除き、4年とする。

2 医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科の修業年限は、6年とする。

3 在学年限は、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除く学部及び学科は6年から8年まで、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科は9年から12年までの範囲で、各学部が定める。

(昭30年1月22日・昭32年4月22日・昭33年4月1日・昭40規33・昭47規70・昭48規20・昭54規41・平5規61・平11規89・平15規148・平16規85・平18規59・一部改正)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(昭38規43・一部改正)

第4条 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

第5条 定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学創立記念日 6月22日

春季休業 4月1日から4月7日まで

夏季休業 7月11日から9月10日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 定期休業日において、必要がある場合には、授業を行うことがある。

3 春季、夏季及び冬季休業の期間は、必要がある場合には、変更することがある。

4 臨時休業日は、その都度定める。

(昭38規43・昭47規70・昭48規20・昭48規41・昭54規41・昭62規12・平5規61・一部改正)

第2章 入学、再入学、転学科、転学部、転入学及び編入学

(昭30年1月22日・全改、昭32年4月22日・昭47規70・一部改正、5規61・全改)

第6条 入学、転学科、転学部、転入学及び編入学の時期は、学年の初めから30日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、入学、転学科、転学部、転入学及び編入学の時期は、第2学期の初めから31日以内とすることがある。

3 再入学の時期は、その都度定める。

(昭38規43・昭48規20・昭54規41・平5規61・平8規90・平11規89・一部改正)

第7条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六 文部科学大臣の指定した者

七 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)に定める大学入学資格検定に合格した者を含む。)

八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(昭38規43・昭48規20・昭53規52・昭54規51・平3規72・平11規79・平13規5・平15規168・平18規59・一部改正)

第8条 入学を志願する者に対しては、入学試験の上、入学を許可する。

2 入学試験については、別に定める。

(昭30年1月22日・旧第9条繰上、昭32年4月22日・昭54規41・一部改正)

第9条 本学を中途退学した者又は除籍された者で、再び入学を志願するものがあるときは、前条の規定にかかわらず、選考の上、再入学を許可することがある。

(昭30年1月22日・旧第10条繰上・全改、昭38規43・昭48規20・昭54規41・一部改正)

第10条 転学科を志願する者があるときは、特別の理由がある場合に限り、別に定めるところにより、選考の上、転学科を許可することがある。

(昭47規70・追加、昭54規41・一部改正、平5規61・旧第10条の2繰上)

第11条 次の各号の一に該当する者は、別に定めるところにより、選考の上、転学部、転入学又は編入学を許可することがある。

一 本学の学生で、転学部を志願するもの

二 本学又は修業年限4年以上の他の大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者で、本学

に転入学又は編入学を志願するもの

三 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程（修業年限4年以上のものに限る。）に2年以上在学し、所定の単位を修得した者（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第90条第1項に規定する者に限る。）で、本学に転入学又は編入学を志願するもの

四 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（法第90条第1項に規定する者に限る。）で、本学に編入学を志願するもの

五 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、本学に編入学を志願するもの

六 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（法第90条第1項に規定する者に限る。）で、本学に編入学を志願するもの

七 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者で、本学に編入学を志願するもの

八 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者で、本学に編入学を志願するもの

九 我が国において、外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（法第90条第1項に規定する者に限る。）で、本学に編入学を志願するもの

十 前八号と同等以上の学力があると認められる者で、本学に編入学を志願するもの

2 前項第1号から第3号までのいずれかに該当し、転学部又は転入学を志願する場合は、現に在学する学部の学部長又は大学の学長の許可証を、願書に添付しなければならない。

（昭30年1月22日・全改、昭32年4月22日・昭38規43・昭40規33・昭45規54・昭47規70・昭48規41・昭54規41・平5規61・平11規3・平13規5・平13規156・平17規169・平20規65・平28規76・一部改正）

第11条の2 第8条第1項の規定により入学を許可された者が、本学に入学する前に本学、他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学若しくは我が国において、外国の大学若しくは短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するもの（以下「外国の大学等の課程を有する教育施設」という。）の当該教育課程において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。）は、審査の上、第26条の5第1項、第26条の6第1項及び第26条の7第1項の規定により修得したものとみなし、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位を限度に、本学において修得したものと認めることがある。

2 前項の認定は、各学部において行う。

（昭54規41・追加、平5規61・平11規89・平16規85・平17規73・平1

7規169・令2規39・一部改正)

第12条 第9条、第10条又は第11条の規定により再入学、転学科、転学部、転入学又は編入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数並びに在学期間については、審査の上、その一部又は全部を認める。

2 前項の認定は、再入学、転学科、転学部、転入学又は編入学を許可した学部において行う。

(昭30年1月22日・全改、昭30年7月1日・昭32年4月22日・昭38規43・昭47規70・昭48規20・昭48規41・昭54規41・平5規61・一部改正)

第13条 入学、転学科、転学部、転入学又は編入学を志願する者は、それぞれ所定の期日までに、再入学を志願する者は再入学を願い出るときに、願書を提出しなければならない。

2 入学、再入学、転学科、転学部、転入学又は編入学を許可された者で、前項の願い出において虚偽又は不正の事実があったことが判明したものに対しては、当該許可を取り消すことがある。

(昭30年1月22日・昭32年4月22日・昭48規20・令3規17・一部改正)

第14条 入学、再入学、転入学及び編入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 前項の検定料の額は、別表第2のとおりとする。

(昭28年7月21日・昭30年1月22日・昭31年4月1日・一部改正、昭32年3月26日・全改、昭32年6月27日・昭38規43・昭40規33・昭41規19・昭47規38・昭47規70・昭48規41・昭50規31・昭53規34・昭54規41・昭62規12・平3規7・平3規51・平5規61・平16規85・一部改正)

第15条 入学、再入学、転入学又は編入学を許可された者は、入学料の免除又は徴収猶予の許可を願い出た場合を除き、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学、再入学、転入学又は編入学の許可を取り消す。

3 第1項の入学料の額は、別表第2のとおりとする。

(昭29年7月1日・全改、昭30年1月22日・昭31年4月1日・昭32年3月26日・全改、昭32年6月27日・昭38規43・昭40規33・昭41規19・昭47規38・昭47規70・昭48規41・昭50規31・昭52規16・平15規3・平16規85・一部改正)

第15条の2 特別の事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者等に対しては、入学料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

2 前項に規定する入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(昭52規16・追加、昭62規12・平15規3・一部改正)

第16条 納付した検定料及び入学料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を実施する場合において、第1段階目の選抜に合格しなかった者については、その者の申出により、第14条に規定する検定料のうち第2段階目の選抜に係る額を返付する。



3 第1項の規定にかかわらず、大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者については、その者の申出により、第14条に規定する検定料のうち前項に規定する額に相当する額を返付する。

(昭47規70・昭48規20・昭50規31・昭62規12・昭63規11・平15規3・平16規85・平18規138・平26規33・令2規64・一部改正)

第17条 入学、再入学、転入学又は編入学を許可された者は、所定の期日までに、本学所定の宣誓書を提出しなければならない。

2 前項の宣誓書を所定の期日までに提出しない者に対しては、入学、再入学、転入学又は編入学の許可を取り消す。

(昭29年7月1日・全改、昭30年1月22日・一部改正)

### 第3章 休学

第18条 病気その他の事故により引き続き3月以上修学することができない者は、所定の手続を経て、休学の許可を願い出ることができる。

2 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、1年を超えて許可することがある。

3 休学期間は、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除き、2年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、願い出により2年を超えない範囲内でその延長を許可することがある。

4 医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科の休学期間は、3年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、願い出により3年を超えない範囲内でその延長を許可することがある。

5 休学期間内に、その事故がなくなったときは、復学の許可を願い出ることができる。

(昭30年7月1日・昭38規43・昭48規20・昭54規41・平5規61・平16規85・平18規59・一部改正)

第19条 病気その他の事情により修学が不相当と認められる者に対しては、休学を命ずることがある。

2 休学期間内に、その事情がなくなったときは、復学を命ずる。

(昭30年7月1日・一部改正)

第20条 休学が引き続き3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

(昭30年7月1日・一部改正)

### 第4章 転学、退学及び除籍

(昭47規70・一部改正)

第21条 他の大学に転学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

(昭47規70・一部改正)

第22条 退学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

(昭47規70・一部改正)

第23条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- 一 病気その他の事故により、成業の見込みがないと認められる者
- 二 第2条第3項に規定する在学年限を経て、なお卒業できない者
- 三 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者、3分の2の額、半額若しくは3分の1の額の免除若しくは徴収猶予を許可された者又は免除若しくは徴収猶予の許可を取り消された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの
- 四 授業料の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者
- 五 第18条第3項又は第4項に規定する休学期間に達しても、なお修学できない者

(昭30年7月1日・昭33年4月1日・昭38規43・昭48規41・昭52規16・平5規61・平15規3・平16規85・令4規38・一部改正)

#### 第5章 教育課程及び履修方法

(昭47規70・全改)

第24条 教育課程は、次の各号に掲げる授業科目をもって編成する。

- 一 全学教育科目
- 二 専門教育科目
- 三 教職に関する科目（本学において教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める教科及び教職に関する科目として開設する授業科目のうち前二号として開設するもの以外のものをいう。）
- 四 前三号に掲げる以外の科目

(昭47規70・一部改正、平5規61・全改、平11規89・平16規85・平31規28・一部改正)

第24条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(平16規85・追加)

第24条の3 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。
- 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。

(平16規85・追加、平19規139・一部改正)

第24条の4 1学年の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(平16規85・追加、令5規52・一部改正)

第24条の5 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週又は15週その他各学部が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(平16規85・追加、平25規89・令5規52・一部改正)

第24条の6 各学部は、授業の方法及び内容、1学年の授業の計画並びに学修の成果に係る評価及び卒業の認定の基準をあらかじめ明示するものとする。

(平19規139・追加)

第24条の7 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1学年又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めるものとする。

2 各学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

(平16規85・追加、平19規139・旧第24条の6線下)

第25条 授業科目を履修した者には、試験その他の各学部が定める適切な方法(以下「試験等」という。)により学修の成果を評価し所定の単位を与える。

(昭47規70・昭48規20・平5規61・令5規52・一部改正)

第26条 学生が他の学部の授業科目を履修しようとするときは、所定の手続を経て、その許可を受けなければならない。

(昭47規70・昭57規24・平5規61・一部改正)

第26条の2 この章に規定するもののほか、教育課程及び履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

(平16規85・追加)

第5章の2 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等及び留学等

(昭48規20・章名追加、昭57規24・平11規89・平13規156・全改、平16規85・一部改正)

第26条の3 学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することが教育上有益であると各学部において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学又は短期大学と協議の上、学生が当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学若しくは短期大学又はこれらに相当する高等教育機関等(以下「外国の大学等」という。)が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の課程を有する教育施設の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、当該外国の大学等とあらかじめ協議を行うことが困難な場合には、履修を認めた後に当該協議を行うことができる。

(昭57規24・追加、平5規61・平11規89・平13規156・一部改正、平16

規85・旧第26条の2繰下、平17規169・一部改正)

第26条の4 学生が外国の大学等において修学することが教育上有益であると各学部において認めるときは、あらかじめ、当該外国の大学等と協議の上、学生が当該外国の大学等に留学することを認めることがある。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、当該外国の大学等とあらかじめ協議を行うことが困難な場合には、留学を認めた後に当該協議を行うことができる。

3 留学の期間は、在学年数に算入する。

4 第1項及び第2項の規定は、学生が休学中に外国の大学等において修学する場合について準用する。

(昭48規20・追加、昭54規41・一部改正、昭57規24・旧第26条の2繰下、平5規61・平11規89・平13規156・一部改正、平16規85・旧第26条の3繰下・一部改正)

第26条の5 第26条の3第1項及び第2項の規定により履修した授業科目について修得した単位(医学部及び歯学部における修得の成果を含む。)並びに前条第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、各学部規程の定めるところにより、本学において修得した単位とみなす。

2 前項の規程により本学において修得したものとみなすことができる単位の限度は、第11条の2第1項、次条第1項及び第26条の7第1項の規定により修得したものと認め、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位とする。

(昭48規20・追加、昭57規24・旧第26条の3繰下・一部改正、平5規61・全改、平11規89・平13規156・一部改正、平16規85・旧第26条の4繰下・一部改正)

#### 第5章の3 大学以外の教育施設等における学修

(平11規3・追加)

第26条の6 学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修で、教育上有益であると各学部において認めるものは、各学部規程の定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

2 前項の規定により本学において履修とみなし与える単位数は、第11条の2第1項、前条第1項及び次条第1項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位を限度とする。

(平11規3・追加、平11規89・平13規5・一部改正、平16規85・旧第26条の5繰下)

第26条の7 入学する前に学生が行った前条第1項に規定する学修で、教育上有益であると各学部において認めるものは、各学部規程の定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

2 前項の規定により本学において履修とみなし与える単位数は、第11条の2第1項、第26条の5第1項及び前条第1項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみな

し与える単位数と合わせて60単位を限度とする。

(平11規3・追加、平11規89・一部改正、平16規85・旧第26条の6繰下・一部改正)

## 第6章 卒業及び学位授与

(平3規51・一部改正)

第27条 本学に第2条第1項又は第2項に規定する期間在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、卒業に必要な単位を修得した者又は所定の授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、卒業を認め、学士の学位を授与する。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除き、本学に3年以上在学した者(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第149条に規定する者を含む。)で、前項に規定する卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと各学部において認めるものには、各学部規程の定めるところにより、卒業を認め、学士の学位を授与することがある。

3 第1項の規定による卒業に必要な単位のうち、第24条の2第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を限度とする。ただし、卒業に必要な単位数が124単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては188単位、薬学部薬学科にあつては186単位)を超える場合は、その超える単位数に相当する単位数を60単位に加えた単位数を限度とする。

4 第1項及び第2項の規定により学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学部 学士(文学)

教育学部 学士(教育学)

法学部 学士(法学)

経済学部 学士(経済学)

理学部 学士(理学)

医学部 学士(医学、看護学又は保健学)

歯学部 学士(歯学)

薬学部 学士(創薬科学、薬学)

工学部 学士(工学)

農学部 学士(農学)

(昭30年7月1日・昭33年4月1日・昭38規43・一部改正、昭47規70・全改、昭48規20・平3規51・平5規61・平11規89・平15規148・平16規85・平18規59・平20規65・令5規52・一部改正)

第28条 この章に規定するもののほか、学士の学位授与の要件その他学位に関し必要な事項は、東北大学学位規程(昭和30年1月1日制定)の定めるところによる。

(昭32年4月22日・昭33年4月1日・昭38規43・昭40規33・昭45規54・昭47規70・一部改正、平3規51・全改)

## 第7章 懲戒

第29条 本学の規則、命令に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者は、所定の手続に

よって懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。
- 3 停学3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

(昭38規43・昭39規21・昭47規70・一部改正)

## 第8章 授業料

(昭32年3月26日・全改)

第30条 授業料の額は、別表第2のとおりとする。

- 2 授業料は、第1学期及び第2学期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期における額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。
- 3 前項の授業料は、授業料の免除又は徴収猶予若しくは月割分納の許可を願い出た場合を除き、第1学期にあつては5月、第2学期にあつては11月に納付しなければならない。ただし、第2学期に係る授業料については、第1学期に係る授業料を納付するときに、併せて納付することができる。

(昭31年4月1日・一部改正、昭32年3月26日・全改、昭38規43・昭47規38・昭48規41・昭50規31・昭52規16・一部改正、昭62規12・全改、平3規7・平16規85・平19規32・令3規17・一部改正)

第31条 第1学期又は第2学期の中途において、復学し、又は再入学した者は、授業料の年額の12分の1に相当する額(以下「月割計算額」という。)に、復学し、又は再入学した月からその学期の末日までの月数を乗じて得た額の当該学期の授業料を、復学し、又は再入学した月に納付しなければならない。

(昭31年4月1日・一部改正、昭32年3月26日・昭38規43・昭48規41・全改)

第32条 学年の途中で卒業する見込みの者は、月割計算額に、卒業する見込みの月までの月数を乗じて得た額の授業料を、第1学期の在学期間に係る授業料については5月(4月に卒業する見込みの者にあつては、4月)に、第2学期の在学期間に係る授業料については11月(10月に卒業する見込みの者にあつては、10月)に納付しなければならない。

(昭28年7月21日・昭30年7月1日・昭31年4月1日・一部改正、昭32年3月26日・昭38規43・昭48規41・全改、令3規17・一部改正)

第33条 退学し、転学し、除籍され、又は退学を命ぜられた者は、別に定める場合を除くほか、その期の授業料を納付しなければならない。

- 2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならない。

(昭32年3月26日・全改)

第34条 経済的理由により、授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくはその月割分納をさせることがある。

- 2 前項に規定する授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(昭32年3月26日・昭38規43・昭48規41・全改)

第35条 納付した授業料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、第30条第3項ただし書の規定により第1学期及び第2学期に係る授業料を併せて納付した者が、第2学期の初めまでに休学し、又は第1学期の終わりまでに退学した場合には、その者の申出により第2学期に係る授業料相当額を返付する。

(昭32年3月26日・全改、昭47規70・昭48規20・昭62規12・平3規51・平16規85・平19規32・令3規17・一部改正)

第35条の2 この章に規定するもののほか、授業料の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(昭32年3月26日・追加、昭38規43・一部改正)

#### 第9章 科目等履修生

(平5規61・全改)

第36条 各学部の授業科目中、1科目又は数科目を選んで、履修を志願する者があるときは、各学部又は学務審議会において、学生の履修に妨げのない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(昭30年7月1日・昭38規43・昭39規58・昭48規20・昭54規41・平5規61・平30規52・一部改正)

第37条 科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。

(昭38規43・昭48規20・平5規61・一部改正)

第38条 科目等履修生の入学資格、在学期間その他については、別に定める。

(平5規61・一部改正)

第39条 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 検定料の額は、別表第2のとおりとする。

(昭31年4月1日・昭32年3月26日・昭38規43・昭41規19・昭47規38・昭50規31・平5規61・平16規85・一部改正)

第40条 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学の許可を取り消す。

3 入学料の額は、別表第2のとおりとする。

(昭29年7月1日・全改、昭31年4月1日・昭32年3月26日・昭38規43・昭41規19・昭47規38・昭50規31・平5規61・平16規85・一部改正)

第41条 科目等履修生は、毎学期授業開始前に、その学期の分の授業料を前納しなければならない。

2 授業料の額は、別表第2のとおりとする。

(昭31年4月1日・昭32年3月26日・昭38規43・昭47規38・昭50規31・平5規61・一部改正、平16規85・全改)

第42条 科目等履修生には、その履修した授業科目について、別に定めるところにより、単位修得証明書を交付することがある。

(昭48規20・平5規61・一部改正)

第43条 本章に規定する場合を除くほか、科目等履修生には、学生に関する規定を準用する。

(昭38規43・平5規61・一部改正)

#### 第10章 特別聴講学生

(昭48規20・全改)

第44条 他の大学、短期大学若しくは高等専門学校 of 学生又は外国の大学、短期大学若しくはこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学・短期大学等」という。）若しくは外国の大学等の課程を有する教育施設の当該課程の学生で、本学の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学・短期大学等若しくは外国の大学等の課程を有する教育施設と協議して定めるところにより、各学部又は学務審議会（以下「各学部等」という。）において特別聴講学生として受入れを許可することがある。

(昭30年7月1日・昭38規43・一部改正、昭48規20・全改、昭48規41・昭57規24・平5規61・平7規69・平13規5・平16規85・平16規295・平17規169・平18規59・一部改正)

第45条 特別聴講学生の受入れの時期は、学期の初めとする。

2 外国の大学・短期大学等又は外国の大学等の課程を有する教育施設の当該課程の学生を特別聴講学生として受入れる場合において特別の事情があると認めるときは、その受入れの時期は、前項の規定にかかわらず、各学部等においてその都度定めることができる。

(昭48規20・全改、昭54規41・昭57規24・平5規61・平7規69・平16規295・平17規169・一部改正)

第46条 特別聴講学生を受け入れる場合の検定料及び入学金は、徴収しない。

(昭31年4月1日・昭32年3月26日・昭48規20・昭50規31・一部改正)

第46条の2 次の各号の一に該当する者を特別聴講学生として受け入れる場合の授業料は、徴収しない。

- 一 国立の大学、短期大学又は高等専門学校の学生
- 二 大学間相互単位互換協定（大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを含む。）により授業料を不徴収とされた公立若しくは私立の大学、短期大学又は高等専門学校の学生
- 三 大学間交流協定（大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを含む。）により授業料を不徴収とされた外国の大学等の学生

(昭57規24・追加、平3規51・全改、平7規69・平9規4・平11規89・平16規85・平18規122・平28規68・令2規39・一部改正)

第47条 特別聴講学生が前条各号の一に該当する者以外の者である場合の授業料の額は、別表第2のとおりとし、当該特別聴講学生に対する授業の開始前に、その学期の分を徴収する。

(昭38規43・一部改正、昭48規20・全改、昭50規31・昭57規24・平3規51・平5規61・平7規69・平9規4・平16規85・令2規39・一部改正)

第48条 本章に規定する場合を除くほか、特別聴講学生には、学生に関する規定を準用する。

(昭29年7月1日・全改、昭31年4月1日・昭32年3月26日・一部改正、昭48



規20・全改、昭57規24・一部改正)

## 第11章 学部入学前教育受講生

(平29規3・追加)

第49条 各学部の入学前教育(第6条第1項に規定する入学の前において入学後の教育をより効果的に行うことを目的として実施する教育をいう。)の受講を志願する者があるときは、各学部において、選考の上、学部入学前教育受講生として入学を許可することがある。

(平29規3・追加)

第50条 学部入学前教育受講生の入学資格、入学の時期、在学期間その他については、別に定める。

(平29規3・追加)

第51条 学部入学前教育受講生の検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。

(平29規3・追加)

第52条 本章に規定する場合を除くほか、学部入学前教育受講生には、学生に関する規定を準用する。

(平29規3・追加)

## 第12章 外国学生

(平29規3・旧第11章繰下)

第53条 外国人で、本学に入学、再入学、転入学又は編入学を志願するものがあるときは、外国学生として入学、再入学、転入学又は編入学を許可することがある。

2 外国学生として入学、再入学、転入学又は編入学を志願した者に対し、特別の事情があると各学部において認める場合には、特別の選考を行うことができる。

3 外国学生は、定員外とすることがある。

(昭29年7月1日・昭48規41・平16規85・平24規84・一部改正、平29規3・旧第52条繰下)

第54条 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)に基づく国費外国人留学生の検定料、入学料及び授業料は、それぞれ第14条、第15条第1項及び第30条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。

(昭48規41・全改、昭50規31・平16規85・一部改正、平29規3・旧第53条繰下)

### 附 則

1 この通則は、昭和27年12月18日から施行し、昭和24年6月1日から適用する。ただし、第30条、第31条第3項、第32条第4項、第39条、第40条、第41条、第46条、第48条および第50条の規定は、昭和27年4月1日から適用する。

(昭37規46・一部改正)

附 則(昭和28年7月21日改正)

この通則は、昭和28年7月21日から施行する。

附 則(昭和29年7月1日改正)

この通則は、昭和29年7月1日から施行する。

附 則 (昭和30年1月22日改正)

- 1 この通則は、昭和30年4月1日から施行する。
- 2 この通則施行の際、現に従前の規定による医学部に在学している者は、この通則による医学部専門課程に在学している者とする。
- 3 昭和31年3月31日までに従前の規定による医学部に入学することのできる資格を得た者は、第7条の規定にかかわらず、昭和31年度までは、この通則による医学部専門課程に従前の例によって入学することができる。
- 4 昭和31年3月31日までに、従前の規定による医学部に入学することのできる資格を得た者は、昭和32年度以後においては、この通則による医学部専門課程に、第11条の規定により転入学又は編入学することができる。

附 則 (昭和30年7月1日改正)

この通則は、昭和30年7月1日から施行し、昭和30年4月1日から適用する。ただし、第32条第3項の規定は、昭和30年度第2期分の授業料の徴収猶予から適用する。

附 則 (昭和31年4月1日改正)

- 1 この通則は、昭和31年4月1日から施行する。
- 2 昭和30年度以前に入学、転入学、編入学及び転学部した者の授業料及び研究料については、この通則にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則 (昭和32年3月26日改正)

この通則は、昭和32年4月1日から施行する。

附 則 (昭和32年4月22日改正)

この通則は、昭和32年4月1日から施行する。

附 則 (昭和32年6月27日改正)

この通則は、昭和32年6月27日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

附 則 (昭和33年4月1日改正)

- 1 この通則は、昭和33年4月1日から施行する。
- 2 従前の規定による教育学部2年課程は、この通則にかかわらず、昭和32年度以前に入学した者が在学する間は、従前の規定による教育学部2年課程として存続するものとし、その学修、試験及び修了等については、なお、従前の例による。

附 則 (昭和34年2月21日改正)

この通則は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則 (昭和37年4月17日規第46号改正)

この通則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則 (昭和38年5月15日規第43号改正)

- 1 この通則は、昭和38年5月15日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。
- 2 この通則施行の際現に在学する学部学生に係る授業料の額については、この通則にかかわらず、なお従前の例による。

3 この通則施行の際現に在学する学部聴講生に係る授業料の額については、定められた在学期間（在学期間が延長された場合で、その延長の始期が昭和38年4月1日以後のものを除く。）が満了するまでの間は、この通則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和38年11月19日規第82号改正）

この通則は、昭和38年11月19日から施行し、昭和38年10月1日から適用する。

附 則（昭和39年3月17日規第21号改正）

この通則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年9月22日規第58号改正）

この通則は、昭和39年10月1日から施行する。

附 則（昭和40年4月16日規第33号改正）

この通則は、昭和40年4月16日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（昭和41年3月15日規第19号改正）

この通則は、昭和41年4月1日から施行する。ただし、改正後の入学検定料の額は、昭和42年度以後に入学、再入学、転学科（医学科専門課程への転学科に限る。）、転学部（医学部医学科および歯学部以外の学部から医学部医学科専門課程又は歯学部専門課程への転学部に限る。）、転入学又は編入学する者から適用する。

附 則（昭和45年7月21日規第54号改正）

この通則は、昭和45年7月21日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（昭和47年4月18日規第38号改正）

- 1 この通則は、昭和47年4月18日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
- 2 昭和47年4月1日前から引き続き在学している学部学生に係る授業料の額は、改正後の第30条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和47年4月1日以後において再入学、転入学又は編入学をした者に係る授業料の額は、改正後の第30条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和47年度において入学した学部学生から徴収する同年度に係る授業料の額は、改正後の第30条の規定にかかわらず、24,000円とし、第1学期にあつては6,000円を、第2学期にあつては18,000円を徴収する。
- 5 昭和47年4月1日前から引き続き在学している学部聴講生に係る授業料の額は、定められた在学期間（在学期間が延長された場合で、当該延長期間の始期が昭和47年4月1日以後のものを除く。）が満了するまでの間は、改正後の第41条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 昭和47年度において入学した学部聴講生（昭和47年4月1日前から引き続き在学している者であつて、定められた在学期間が延長された場合における当該延長期間の始期が昭和47年4月1日以後であるものを含む。）から徴収する同年度に係る1単位分の授業料の額は、改正後の第41条の規定にかかわらず、第1学期にあつては400円とし、第2学期にあつては1,200円とする。ただし、単位の修得に第1学期及び第2学期を通じての履修を必要とする授業科目に係る1単位分の授業料の額は、第1学期の1単位分の授業料の額の2分の1に相当する額及び第2学期の1単位分の授業料の額の2分の1に相当する額を合わせた額とする。

7 昭和47年度における入学を許可された者に係る入学料の額は、改正後の第15条第1項及び第40条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 昭和47年度の入学、再入学、転入学及び編入学に係る入学検定料の額は、改正後の第14条及び第39条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和47年5月16日規第70号改正)

1 この通則は、昭和47年5月16日から施行し、昭和47年5月1日から適用する。

2 昭和47年4月30日に医学部の前期課程又は医学部薬学科若しくは医学部製薬化学科の後期課程の学生であった者は、同年5月1日以後は、それぞれ、薬学部の前期課程又は薬学部薬学科若しくは薬学部製薬化学科の後期課程の学生となるものとする。

3 前項の規定により薬学部の学生となった者の、医学部における在学期間は、薬学部における在学期間とみなし、医学部において修得した授業科目及び単位は、薬学部において修得したものとみなす。

附 則 (昭和48年3月20日規第20号改正)

この通則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年5月15日規第41号改正)

この通則は、昭和48年5月15日から施行し、この通則による改正後の第5条第1項の規定は、昭和48年4月12日から適用する。

附 則 (昭和50年4月1日規第31号改正)

この通則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年3月15日規第16号改正)

この通則は、昭和52年3月15日から施行する。

附 則 (昭和53年4月18日規第34号改正)

この通則は、昭和53年4月18日から施行する。

附 則 (昭和53年9月19日規第52号改正)

この通則は、昭和53年9月19日から施行する。

附 則 (昭和54年6月12日規第41号改正)

1 この通則は、昭和54年6月12日から施行する。

2 昭和54年度の再入学に係る検定料の額は、改正後の第14条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和54年10月16日規第51号改正)

この通則は、昭和54年10月16日から施行する。

附 則 (昭和57年4月20日規第24号改正)

この通則は、昭和57年4月20日から施行する。

附 則 (昭和62年3月17日規第12号改正)

この通則は、昭和62年3月17日から施行する。

附 則 (昭和63年2月16日規第11号改正)

この通則は、昭和63年2月16日から施行する。

附 則（平成3年2月19日規第7号改正）

この通則は、平成3年2月19日から施行する。

附 則（平成3年7月16日規第51号改正）

この通則は、平成3年7月16日から施行し、改正後の第27条及び第28条の規定は、平成3年7月10日から適用する。

附 則（平成3年12月16日規第72号改正）

この通則は、平成3年12月16日から施行する。

附 則（平成5年4月1日規第61号改正）

- 1 この通則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第1条の2の規定は、この通則にかかわらず、平成6年3月31日まで適用するものとする。
- 3 平成5年3月31日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成5年4月1日以降に在学者の属する年次に再入学、転入学又は編入学する者の取扱いについては、この通則にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、平成6年4月1日以降は、改正前の第26条の2及び第26条の3第1項中「各学部又は教養部」とあるのは「各学部」と、第26条の4第1項中「各学部規程又は教養部規程」とあるのは「各学部規程」と読み替えるものとする。
- 4 平成5年3月31日において現に聴講生として在学する者で、平成5年4月1日以降において引き続き在学するものの取扱いについては、この通則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成7年7月18日規第69号改正）

この通則は、平成7年7月18日から施行する。

附 則（平成8年9月17日規第90号改正）

この通則は、平成8年9月17日から施行する。

附 則（平成9年1月21日規第4号改正）

この通則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年1月19日規第3号改正）

この通則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年7月19日規第79号改正）

この規程は、平成11年7月19日から施行する。

附 則（平成11年12月21日規第89号改正）

- 1 この通則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第27条第2項の規定は、この通則の施行の日前から引き続き本学に在学する者（同日前に本学又は他の大学に在学し、同日以後に本学に在学することとなった者のうち、文部大臣の定める者を含む。）については、適用しない。

附 則（平成13年2月20日規第5号改正）

この通則は、平成13年4月1日から施行し、改正後の第7条第3号から第6号まで、第11条第1項第4号及び第26条の5第1項の規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則（平成13年10月16日規第156号改正）

この通則は、平成13年10月16日から施行する。

附 則（平成15年2月18日規第3号改正）

この通則は、平成15年4月1日から施行し、改正後の第15条第1項、第15条の2及び第23条第3号の規定は、平成15年度に入学、再入学（第1学期の初めにおける再入学に限る。）、転学部（医学部及び歯学部以外の学部から医学部又は歯学部への転学部に限る。）、転入学又は編入学を許可された者から適用する。

附 則（平成15年10月1日規第148号改正）

この通則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成15年10月14日規第168号改正）

この通則は、平成15年10月14日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規第85号改正）

- 1 この通則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 工学部の資源工学科及び原子核工学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成8年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 文学部の文学科国文学専攻、中国文学専攻、英文学専攻、英語学専攻、ドイツ文学専攻及びフランス文学専攻、日本語学科言語学専攻、国語学専攻及び日本語教育学専攻、哲学科哲学専攻、倫理学専攻、美学・西洋美術史専攻、宗教学宗教史専攻、印度学仏教史専攻及び中国哲学専攻、社会学科社会学専攻、行動科学専攻、文化人類学専攻及び心理学専攻、史学科国史専攻、東洋史専攻、西洋史専攻、日本思想史専攻、東洋・日本美術史専攻及び考古学専攻は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成9年3月31日に当該学科及び専攻に在学するものが当該学科及び専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 教育学部の教育学科及び教育心理学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成10年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 5 薬学部の薬学科及び製薬化学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成11年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 6 工学部の機械知能工学科、機械電子工学科、機械航空工学科、地球工学科、量子エネルギー工学科、電気工学科、通信工学科、電子工学科、情報工学科、応用物理学科、分子化学工学科、生物化学工学科、金属工学科、材料物性学科、材料加工学科、土木工学科及び建築学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 7 平成15年度以前に入学、再入学、転学科、転学部、転入学及び編入学した者の休学期間については、改正後の第18条第3項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 平成11年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成11年4月1日以降に在学者の属する年次に再入学、転入学及び編入学する者に係る授業料の額は、第30条第1項の規定にかかわらず、この通則の施行の日の前日において国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）の定めるところにより適用されていた授業料の額とする。

附 則（平成16年10月26日規第295号改正）

この通則は、平成16年10月26日から施行し、改正後の第44条及び第45条第2項の規定は、平成16年10月1日から適用する。

附 則（平成17年3月31日規第29号改正）

- 1 この通則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、国立大学法人法等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（平成16年文部科学省令第15号）による廃止前の国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和39年文部省令第11号）の定めるところにより適用されていた額とする。

附 則（平成17年4月1日規第73号改正）

この通則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月26日規第169号改正）

この通則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日規第59号改正）

- 1 この通則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 薬学部の総合薬学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者（以下「在学者」という。）が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、在学者並びに平成18年4月1日以後に在学者の属する年次に再入学、転学部、転入学及び編入学する者の修業年限、休学期間、卒業の認定及び学位授与については、改正後の第2条、第18条第3項及び第4項並びに第27条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年7月26日規第122号改正）

この通則は、平成18年7月26日から施行する。

附 則（平成18年10月23日規第138号改正）

この通則は、平成18年10月23日から施行し、改正後の第16条第3項の規定は、平成19年度における入学を志願する者から適用する。

附 則（平成18年12月22日規第179号改正）

- 1 この通則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 工学部の電気情報・物理工学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成19年3月29日規第32号改正）

この通則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月4日規第139号改正）

この通則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規第65号改正）

- 1 この通則は、平成20年4月1日から施行し、改正後の第11条第1項第3号、第5号及び第8号並びに第27条第2項の規定は、平成19年12月26日から適用する。
- 2 理学部の地球物質科学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当

該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成21年3月30日規第54号改正）

改正 平成22年3月30日規第31号  
 平成23年3月31日規第38号  
 平成24年4月6日規第43号  
 平成25年5月16日規第84号  
 平成30年3月29日規第52号  
 令和2年3月28日規第39号  
 令和4年3月29日規第38号

- 1 この通則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 医学部医学科の収容定員及び入学定員は、改正後の別表第1医学部医学科の項の規定にかかわらず、平成21年度から令和10年度までの間は、次の表に掲げるとおりとする。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
収容定員	610	629	649	674	709	744	769	785	800	810	810	791	772	753	744	744	674	663	652	641	
入学定員	110	119	120	125	135	135	135	135	135	135	135	116	116	116	116	115	115	115	115	105	105

（平22規31・平23規38・平24規43・平25規84・平30規52・令2規39・令4規38・令5規42・一部改正）

附 則（平成22年3月30日規第31号改正）

この通則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規第38号改正）

この通則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日規第43号改正）

この通則は、平成24年4月6日から施行し、改正後の附則第2項の表の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年6月25日規第84号改正）

この通則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年5月16日規第84号改正）



この規程は、平成25年5月16日から施行し、改正後の附則第2項の表の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成25年6月25日規第89号改正）

この通則は、平成25年6月25日から施行する。

附 則（平成26年3月25日規第33号改正）

この通則は、平成26年4月1日から施行し、改正後の第16条第2項及び別表第2備考第1項の規定は、平成27年度の入学、再入学、転入学及び編入学に係る選抜から適用する。

附 則（平成27年3月23日規第26号改正）

1 この通則は、平成27年4月1日から施行する。

2 工学部の情報知能システム総合学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成28年6月23日規第68号改正）

1 この通則は、平成28年6月23日から施行し、改正後の別表第2備考1の規定は、平成29年10月の入学に係る選抜から適用する。

2 東北大学国際学士コースの入学者選抜試験に係る検定料の徴収に関する規程（平成24年規第91号）は、廃止する。

附 則（平成28年9月27日規第76号改正）

この通則は、平成28年9月27日から施行する。

附 則（平成29年1月24日規第3号改正）

この通則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日規第52号改正）

この通則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日規第28号改正）

1 この通則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成30年度以前に入学、再入学、転学科、転学部、転入学及び編入学した者の教育課程は、改正後の第24条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月28日規第39号改正）

この通則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月7日規第64号改正）

この通則は、令和2年7月7日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規第17号改正）

この通則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日規第38号改正）

この通則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日規第52号改正）

この通則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和 年 月 日規第 号改正）

この通則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第1条関係）

（平16規85・追加、平17規29・平18規59・平18規179・平20規65・平21規54・平23規38・平26規33・平27規26・令 規程 ・一部改正）

学部	学科	収容定員	入学定員
文学部	人文社会学科	人 840	人 210
教育学部	教育科学科	280	70
法学部	法学科	640	160
経済学部	経済学科	540	130 (10)
	経営学科	540	130 (10)
理学部	数学科	180	45
	物理学科	312	78
	宇宙地球物理学科	164	41
	化学科	280	70
	地圏環境科学科	120	30
	地球惑星物質科学科	80	20
	生物学科	160	40
医学部	医学科	630	105
	保健学科	576	144
歯学部	歯学科	318	53
薬学部	創薬科学科	240	60
	薬学科	120	20
工学部	機械知能・航空工学科	988	247
	電気情報物理工学科	1,052	263
	化学・バイオ工学科	452	113
	材料科学総合学科	452	113
	建築・社会環境工学科	456	114
農学部	生物生産科学科	360	90
	応用生物化学科	240	60

備考 入学定員の欄中括弧を付したものは、編入学定員である。

別表第2（第14条、第15条、第30条、第39条、第40条、第41条、第47条関係）

（平16規85・追加、平17規29・平26規33・平28規68・一部改正）

区分	検定料	入学料	授業料
----	-----	-----	-----

学部学生	円	円	円
入学	17,000	282,000	535,800
再入学、転入学及び編入学	30,000		
科目等履修生	9,800	28,200	14,800
特別聴講学生	—	—	14,800

備考

- 1 第16条第2項に定める選抜に係る検定料の額は、入学試験における第1段階目の選抜にあつては4,000円、第2段階目の選抜にあつては13,000円とし、再入学、転入学及び編入学に係る選考における第1段階目の選抜にあつては7,000円、第2段階目の選抜にあつては23,000円とする。ただし、国際学士コース入試における第1段階目の選抜に係る検定料の額は5,000円とし、第2段階目の選抜に係る検定料は徴収しないものとする。
- 2 学部学生の授業料は、年額である。
- 3 科目等履修生及び特別聴講学生の授業料は、1単位に相当する授業についての額である。

## 変更事項

(東北大学学部通則 (案) )

### [変更の事由]

東北大学工学部の入学定員について、「令和5年度大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）」に基づき、40名の増員を行うため。

### [変更点]

東北大学工学部の入学定員について、令和6年度より、機械知能・航空工学科において13名、電気情報物理工学科において20名、建築・社会環境工学科において7名増員するとともに、これに伴う収容定員の変更を行う。

東北大学学部通則新旧対照表（案）

改正後				改正前			
○東北大学学部通則				○東北大学学部通則			
第1条 東北大学(以下「本学」という。)に置く学部及び学科は、次のとおりとする。				第1条 東北大学(以下「本学」という。)に置く学部及び学科は、次のとおりとする。			
文学部 人文社会学科				文学部 人文社会学科			
教育学部 教育科学科				教育学部 教育科学科			
法学部 法学科				法学部 法学科			
経済学部 経済学科、経営学科				経済学部 経済学科、経営学科			
理学部 数学科、物理学科、宇宙地球物理学科、化学科、地圏環境科学科、地球惑星物質科学科、生物学科				理学部 数学科、物理学科、宇宙地球物理学科、化学科、地圏環境科学科、地球惑星物質科学科、生物学科			
医学部 医学科、保健学科				医学部 医学科、保健学科			
歯学部 歯学科				歯学部 歯学科			
薬学部 創薬科学科、薬学科				薬学部 創薬科学科、薬学科			
工学部 機械知能・航空工学科、電気情報理工学科、化学・バイオ工学科、材料科学総合学科、建築・社会環境工学科				工学部 機械知能・航空工学科、電気情報理工学科、化学・バイオ工学科、材料科学総合学科、建築・社会環境工学科			
農学部 生物生産科学科、応用生物化学科				農学部 生物生産科学科、応用生物化学科			
2 学部の定員は、別表第1のとおりとする。				2 学部の定員は、別表第1のとおりとする。			
別表第1(第1条関係)				別表第1(第1条関係)			
学部	学科	収容定員	入学定員	学部	学科	収容定員	入学定員
(省 略)				(同 左)			
工学部	機械知能・航空工学科	<u>988</u>	<u>247</u>	工学部	機械知能・航空工学科	<u>936</u>	<u>234</u>
	電気情報理工学科	<u>1,052</u>	<u>263</u>		電気情報理工学科	<u>972</u>	<u>243</u>
	化学・バイオ工学科	452	113		化学・バイオ工学科	452	113
	材料科学総合学科	452	113		材料科学総合学科	452	113
	建築・社会環境工学科	<u>456</u>	<u>114</u>		建築・社会環境工学科	<u>428</u>	<u>107</u>
(省 略)				(同 左)			
備考 入学定員の欄中括弧を付したものは、編入学定員である。				備考 入学定員の欄中括弧を付したものは、編入学定員である。			

附 則

この通則は、令和6年4月1日から施行する。

○東北大学学位規程

昭和30年1月1日

制定

改正 昭和30年7月1日

昭和31年4月1日

昭和31年7月21日

昭和34年11月24日

昭和35年9月22日

昭和36年5月23日

昭和37年10月16日規第86号

昭和42年4月18日規第20号

昭和46年3月20日規第22号

昭和47年4月18日規第40号

昭和50年3月18日規第11号

昭和51年4月20日規第40号

昭和54年1月16日規第8号

昭和59年4月17日規第16号

昭和62年4月21日規第29号

昭和62年9月14日規第61号

平成元年2月21日規第10号

平成3年7月16日規第55号

平成4年6月15日規第49号

平成5年4月1日規第66号

平成6年4月1日規第23号

平成6年9月20日規第80号

平成7年3月20日規第34号

平成8年3月19日規第32号

平成12年3月21日規第43号

平成13年2月20日規第9号

平成14年4月1日規第37号

平成15年4月1日規第9号

平成15年10月1日規第149号

平成16年4月1日規第87号

平成17年4月1日規第32号

平成18年4月1日規第58号

平成20年3月31日規第64号

平成21年4月14日規第76号

平成22年3月30日規第33号  
平成24年3月26日規第32号  
平成25年3月26日規第24号  
平成25年6月25日規第91号  
平成27年3月23日規第38号  
平成29年3月28日規第39号  
平成30年3月29日規第56号

## 東北大学学位規程

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項の規定に基づき、東北大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、東北大学学部通則(昭和27年12月18日制定)及び東北大学大学院通則(昭和28年11月16日制定)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(昭37規86・昭50規11・昭51規40・平3規55・一部改正)

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学部 学士(文学)

教育学部 学士(教育学)

法学部 学士(法学)

経済学部 学士(経済学)

理学部 学士(理学)

医学部 学士(医学、看護学又は保健学)

歯学部 学士(歯学)

薬学部 学士(創薬科学、薬学)

工学部 学士(工学)

農学部 学士(農学)

3 修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 修士(文学)

教育学研究科 修士(教育学又は教育情報学)

法学研究科 修士(法学)

経済学研究科 修士(経済学又は経営学)

理学研究科 修士(理学)

医学系研究科 修士(医科学、障害科学、看護学、保健学又は公衆衛生学)

歯学研究科 修士(口腔科学)

薬学研究科 修士(薬科学)

工学研究科 修士(工学)

農学研究科 修士（農学）  
国際文化研究科 修士（国際文化）  
情報科学研究科 修士（情報科学）  
生命科学研究科 修士（生命科学）  
環境科学研究科 修士（環境科学）  
医工学研究科 修士（医工学）

- 4 第4条第1項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 博士（文学）  
教育学研究科 博士（教育学又は教育情報学）  
法学研究科 博士（法学）  
経済学研究科 博士（経済学又は経営学）  
理学研究科 博士（理学）  
医学系研究科 博士（医学、障害科学、看護学又は保健学）  
歯学研究科 博士（歯学）  
薬学研究科 博士（薬科学又は薬学）  
工学研究科 博士（工学）  
農学研究科 博士（農学）  
国際文化研究科 博士（国際文化）  
情報科学研究科 博士（情報科学）  
生命科学研究科 博士（生命科学）  
環境科学研究科 博士（環境科学）  
医工学研究科 博士（医工学）

- 5 前二項に定めるもののほか、修士又は博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を修士（学術）又は博士（学術）と付記することがある。

- 6 第4条第2項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称については、前二項の規定を準用する。

- 7 第4条の2の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。

法学研究科 公共法政策修士（専門職）又は法務博士（専門職）  
経済学研究科 会計修士（専門職）

（昭31年7月21日・昭36年5月23日・昭47規40・昭50規11・平3規55・平5規66・平6規23・平6規80・平8規32・平13規9・平14規37・平15規9・平15規149・平16規87・平17規32・平18規58・平20規64・平22規33・平24規32・平27規38・平30規56・一部改正）

（学士の学位授与の要件）

第2条の2 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

- 2 前項に規定するもののほか、学士の学位授与については、別に定める。



(平3規55・追加)

(修士の学位授与の要件)

第3条 修士の学位は、本学大学院修士課程又は博士課程の前期2年の課程（以下「修士課程等」という。）を修了した者に授与する。

(昭50規11・全改、昭51規40・平3規55・平15規9・一部改正)

(博士の学位授与の要件)

第4条 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は、これを授与することができる。

(昭30年7月1日・昭37規86・昭47規40・一部改正、昭50規11・全改、平17規32・一部改正)

(専門職学位の学位授与の要件)

第4条の2 専門職学位は、本学大学院専門職学位課程を修了した者に授与する。

(平16規87・追加、平17規32・一部改正)

(大学院の課程による者の学位論文の提出)

第5条 本学大学院の課程（専門職学位課程を除く。）による者の学位論文（修士課程等において、特定の課題についての研究の成果の審査を受けようとする者については、当該研究の成果。以下同じ。）は、研究科長に提出するものとする。

2 研究科長は、前項の学位論文を受理したときは、学位を授与できる者か否かについて、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の審査に付さなければならない。

(昭50規11・平3規55・平5規66・平12規43・平14規37・平15規9・平16規87・平30規56・一部改正)

(大学院の課程を経ない者の学位授与の申請)

第6条 第4条第2項の規定により学位の授与を申請する者（以下「学位申請者」という。）は、学位申請書に博士論文、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び学位論文審査手数料を添え、博士論文の内容に係る専攻分野の名称を付記して、その申請に応じた研究科長を経て総長に提出しなければならない。

2 学位論文審査手数料の額は、1件につき150,000円とする。ただし、学位申請者のうち本学の学部若しくは大学院に在籍していた者（科目等履修生、特別聴講学生、学部入学前教育受講生、特別研究学生又は研究生として在籍していた者を除く。）又は本学の職員（国立大学法人東北大学職員就業規則（平成16年規則第46号）第2条第1項に規定する職員及び国立大学法人東北大学特定有期雇用職員就業規則（平成21年規第26号）第2条に規定する特定有期雇用職員（外国人研究員（同規則第6条第2項に定める者をいう。）を除く。）をいう。以下同じ。）若しくは職員であった者に係る学位論文審査手数料の額は、1件につき75,000円とする。

3 研究科長は、第1項の申請を受理したときは、学位申請書を総長に進達するとともに、学位を授与できる者か否かについて、教授会等の審査に付さなければならない。

(昭31年4月1日・昭35年9月20日・昭42規20・昭50規11・昭51規40・昭59規16・昭62規29・昭62規61・平3規55・平5規66・平8規32・平12規43・平14規37・平16規87・平17規32・平21規76・平29規39・平30規56・一部改正)

(学位論文)

第7条 第5条第1項及び前条第1項に規定する学位論文(以下「学位論文」という。)は、1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文の副本、訳本、模型又は標本等の材料を提出させることがある。

(平3規55・一部改正)

(学位論文及び学位論文審査手数料の返付)

第8条 受理した学位論文及び学位論文審査手数料は、いかなる理由があっても返付しない。

(昭51規40・昭59規16・一部改正)

(審査委員)

第9条 教授会等は、第5条第2項又は第6条第3項の規定により学位を授与できる者か否かについて審査に付されたときは、当該研究科の専任の教授若しくは当該研究科に置かれる協力講座若しくは東北大学大学院組織運営規程第2条第1項の規定に基づき当該研究科を組織する附置研究所等の研究部門等に属する専任の教授である研究科担当教員のうちから2人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を委嘱しなければならない。

2 教授会等は、必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、前項の審査委員以外の本学大学院の研究科担当教員等を、学位論文の審査、最終試験又は学力の確認の審査委員に委嘱することができる。

3 教授会等は、必要と認めたときは、第1項の規定にかかわらず、他の大学院又は研究所等の教員等に学位論文の審査を委嘱することができる。

(昭30年7月1日・昭46規22・昭50規11・昭62規61・平5規66・平12規43・平14規37・平16規87・平20規64・平30規56・一部改正)

(審査期間)

第10条 博士論文の審査、博士の学位の授与に係る最終試験及び学力の確認は、博士論文又は学位の授与の申請を受理した後1年以内に、学位を授与できる者か否かを決定できるよう終了しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、教授会等の議を経て、その期間を延長することができる。

(昭37規86・昭50規11・昭59規16・平5規66・平12規43・一部改正)

(面接試験)

第10条の2 第4条第2項の規定により学位の授与を申請した者についての博士論文の審査に当たっては、面接試験を行うものとする。ただし、教授会等が、特別の理由があると認めた場合は、面接試験を行わないことができる。

(昭37規86・追加、昭50規11・昭59規16・平5規66・平12規43・一部

改正)

(最終試験)

第11条 最終試験は、学位論文の審査が終わった後に学位論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

(昭37規86・昭50規11・一部改正)

(学力確認の方法)

第12条 学力の確認は、博士論文に関連ある専攻分野の科目及び外国語について行うものとする。

2 学力の確認は、前項の規定にかかわらず、教授会等が特別の理由があると認めた場合は、博士論文に関連ある専攻分野の科目についてのみ行い、又は別に定めるところにより行うことができる。

(昭37規86・全改、昭50規11・昭59規16・平5規66・平12規43・一部改正)

(審査の省略)

第12条の2 審査委員は、学位論文の審査の結果、不合格と判定したときは、最終試験及び学力確認を行わないものとする。

(昭37規86・追加、昭59規16・一部改正)

(審査委員の報告)

第13条 審査委員は、審査が終了したときは、直ちにその結果を教授会等に報告しなければならない。

(昭59規16・平5規66・平12規43・一部改正)

(学位授与の議決)

第14条 学位の授与は、教授会等の出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(昭30年7月1日・全改、昭46規22・昭59規16・平5規66・平12規43・平16規87・一部改正)

(研究科長の報告)

第15条 教授会等において、学位を授与できる者と議決したときは、研究科長は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認の結果の要旨等を総長に報告しなければならない。

2 教授会等において、第4条第2項の規定により学位の授与を申請した者に対して、学位を授与できない者と議決したときは、研究科長は、博士論文の審査及び学力の確認の結果の要旨を総長に報告しなければならない。ただし、第12条の2の規定により学力の確認を行わないときは、その確認の結果の要旨は、報告することを要しない。

(昭37規86・昭50規11・平5規66・平8規32・平12規43・平14規37・平30規56・一部改正)

(学位の授与)

第16条 総長は、前条第1項の規定による報告に基づいて、学位を授与できる者と認めたときは、学位を授与するものとする。

2 総長は、前条第2項の規定による報告に基づいて、学位を授与できない者と認めたときは、そ

の旨を本人に通知するものとする。

(昭30年7月1日・全改、昭37規86・平8規32・平27規38・一部改正)

(論文要旨等の公表)

第17条 総長は、前条第1項の規定により博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットを通じて公表するものとする。

(平25規91・追加)

(学位論文の公表)

第18条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、当該博士論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、研究科長の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、別に定めるところによりインターネットを通じて行うものとする。

4 第1項の規定により公表する場合は当該博士論文に「東北大学審査学位論文(博士)」と、第2項の規定により公表する場合は当該博士論文の要旨に「東北大学審査学位論文(博士)の要旨」と明記しなければならない。

(昭50規11・昭59規16・平3規55・平14規37・一部改正、平25規91・旧第17条繰下・一部改正、平30規56・一部改正)

(学位授与の取消)

第19条 学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、総長は、当該教授会等及び学務審議会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

一 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

二 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 教授会等において前項の議決を行う場合は、第14条の規定を準用する。

(昭37規86・昭59規16・平5規66・平8規32・平12規43・平13規9・一部改正、平25規91・旧第18条繰下、平27規38・一部改正)

(学位記及び学位授与申請関係書類)

第20条 学位記及び学位授与申請関係書類の様式は、別記様式第1号から別記様式第8号のとおりとする。

(平3規55・平17規32・一部改正、平25規91・旧第19条繰下)

附 則

1 この規程は、昭和30年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項の規定により学位の授与を申請した者に対する博士の学位の授与は、東北大学学位規程(大正10年4月4日制定)第

1 条に規定する学位と同種の学位以外の学位については、本学大学院博士課程を経た者に対する博士の学位が授与された後において行なうものとする。

2 東北大学学位規程（大正10年4月4日制定）は、この規程の施行にかかわらず、昭和37年3月31日（医学博士については、昭和35年3月31日）までは、なお、効力を有する。

附 則（昭和30年7月1日改正）

この規程は、昭和30年7月1日から施行する。

附 則（昭和31年4月1日改正）

この規程は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則（昭和31年7月21日改正）

この規程は、昭和31年7月21日から施行する。

附 則（昭和34年11月24日改正）

この規程は、昭和34年11月24日から施行し、昭和34年8月1日から適用する。

附 則（昭和35年9月22日改正）

この規程は、昭和35年9月22日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則（昭和36年5月23日改正）

この規程は、昭和36年5月23日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

附 則（昭和37年10月16日規第86号改正）

1 この規程は、昭和37年10月16日から施行する。

2 この規程施行の際、現に第4条第2項の規定による学位の授与を審査中のものについては、この規程にかかわらず、改正前の東北大学学位規程によることができる。

附 則（昭和42年4月18日規第20号改正）

この規程は、昭和42年4月18日から施行し、昭和42年4月1日以後に受理する学位の授与の申請から適用する。

附 則（昭和46年3月20日規第22号改正）

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年4月18日規第40号改正）

この規程は、昭和47年4月18日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年3月18日規第11号改正）

改正 昭和54年1月16日規第8号

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年4月20日規第40号改正）

この規程は、昭和51年4月20日から施行し、この規程による改正後の第6条第1項の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年1月16日規第8号改正）

この規程は、昭和54年1月16日から施行する。

附 則（昭和59年4月17日規第16号改正）

この規程は、昭和59年4月17日から施行し、この規程による改正後の第6条第1項の規定は、

昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年4月21日規第29号改正）

この規程は、昭和62年4月21日から施行し、この規程による改正後の第6条第1項の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年9月14日規第61号改正）

この規程は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則（平成元年2月21日規第10号改正）

この規程は、平成元年2月21日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則（平成3年7月16日規第55号改正）

この規程は、平成3年7月16日から施行し、改正後の東北大学学位規程の規定は、平成3年7月10日から適用する。

附 則（平成4年6月15日規第49号改正）

この規程は、平成4年6月15日から施行する。

附 則（平成5年4月1日規第66号改正）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日規第23号改正）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月20日規第80号改正）

この規程は、平成6年9月20日から施行する。

附 則（平成7年3月20日規第34号改正）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月19日規第32号改正）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日規第43号改正）

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

（学力確認の方法の特例に関する規程の一部改正）

2 学力確認の方法の特例に関する規程（昭和37年規第87号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成13年2月20日規第9号改正）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日規第37号改正）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規第9号改正）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年10月1日規第149号改正）

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規第87号改正）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日規第32号改正）

この規程は、平成17年4月1日から施行し、改正後の別記様式第1号から別記様式第5号までの規定は、平成16年10月14日から適用する。

附 則（平成18年4月1日規第58号改正）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規第64号改正）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月14日規第76号改正）

この規程は、平成21年4月14日から施行し、改正後の第6条第2項のただし書の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月30日規第33号改正）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に薬学研究科の博士課程の前期2年の課程に入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第2条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月26日規第32号改正）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に薬学研究科の博士課程の後期3年の課程に進学又は編入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第2条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月26日規第24号改正）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月25日規第91号改正）

- 1 この規程は、平成25年6月25日から施行する。
- 2 改正後の第17条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第18条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月23日規第38号改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日規第39号改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日規第56号改正）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に教育学研究科及び教育情報学教育部に入学、進学又は編入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第2条第3項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程による改正前の第5条、第6条第1項及び第3項、第15条並びに第18条第2項の

規定は、東北大学大学院通則の一部を改正する通則（平成30年規第54号）附則第2項の規定により教育情報学教育部が存続する間、なおその効力を有する。



別記様式第1号(第2条の2の規定により授与する学位記の様式)

	○第 号
Tohoku University	学 位 記
hereby confers upon	
[氏名]	氏 名 年月日生
the Degree of	本学○○学部○○学科所定の課程を修
[学位名]	め卒業したので学士(○○)の学位を授与
having completed the prescribed	する
program of the Department of	
[学科名]	
Faculty(School) of	年 月 日
[学部名]	
on [月] [日], [年]	
	東北大学総長 総長署名 印
[総長署名]	
[総長名]	
President,	
Tohoku University	

別記様式第2号(第3条の規定により授与する学位記の様式)

Tohoku University	○修第 号
hereby confers upon	学 位 記
[氏名]	氏 名
the Degree of	年月日生
[学位名]	
having completed the Master's	本学大学院○○研究科○○専攻の修士
Program in the discipline of	課程(博士課程の前期2年の課程)を修了し
[専攻名]	たので修士(○○)の学位を授与する
in the Graduate School	
of [研究科名]	年 月 日
on [月] [日], [年]	
[総長署名]	東北大学総長
[総長名]	総長署名 印
President,	
Tohoku University	

別記様式第3号(第4条第1項の規定により授与する学位記の様式)

Tohoku University	○博第 号
hereby confers upon	学 位 記
[氏名]	氏 名
the Degree of	年 月 日 生
[学位名]	
having passed the prescribed final examination in the discipline of	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において博士論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する
[専攻名]	
and completed a doctoral dissertation in the Graduate School of [研究科名]	
on [月] [日], [年]	年 月 日
[総長署名]	東北大学総長
[総長名]	総長署名 印
President,	
Tohoku University	

別記様式第3—2号(第4条第1項の規定により授与する学位記の様式で東北大学大学院通則第2条の2に規定する学位プログラムを修了した者へ授与するもの)

Tohoku University	○博第 号
hereby confers upon	学 位 記
[氏名]	氏 名
the Degree of	年月日生
[学位名]	
having passed the prescribed final examination in the discipline of	△△△△△を修了し、本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において博士論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する
[専攻名]	
and completed a doctoral dissertation in the Graduate School of [研究科名]	
and also passed the final examination of the [△△△△△]	年 月 日
on [月] [日], [年]	
[総長署名]	東北大学総長
[総長名]	総長署名
President,	印
Tohoku University	

※△△△△△は、学位プログラムの名称

別記様式第4号(第4条第2項の規定により授与する学位記の様式)

Tohoku University	○第 号
hereby confers upon	学 位 記
[氏名]	氏 名
the Degree of	年月日生
[学位名]	
has submitted a doctoral dissertation and successfully fulfilled all the requirements on [月] [日], [年]	本学に博士論文を提出し所定の審査に合格したので博士(○○)の学位を授与する 年 月 日
[総長署名] [総長名] President, Tohoku University	東北大学総長 総長署名 印

別記様式第5号(第4条の2の規定により授与する学位記の様式)

Tohoku University	○専第 号
hereby confers upon	学 位 記
[氏名]	氏 名
the Degree of	年月日生
[学位名]	
having completed the Professional	本学大学院○○研究科○○専攻の専門
Degree Program in the discipline of	職学位課程を修了したので○○(専門職)
[専攻名]	の学位を授与する
in the Graduate School of [研究科名]	
on [月] [日], [年]	年 月 日
[総長署名]	東北大学総長
[総長名]	総長署名 印
President,	
Tohoku University	

備考 法学研究科総合法制専攻にあつては、様式中「専門職学位課程」とあるのは「法科大学院の課程」とする。

別記様式第6号

(第6条第1項の規定による学位申請書の様式)

	年	月	日			
東北大学総長						
〇〇〇〇	殿					
	現住所					
	氏名	〇	〇	〇	〇	印
博士の学位授与について(申請)						
貴学学位規程第6条第1項の規定に基づき、博士論文、関係書類及び学位論文審査手数料 円を添えて、博士(〇〇)の学位の授与を申請します。						
提出論文及び添付書類						
1	博士論文					1部
	(ほかに参考論文)	(				部)
2	履歴書					1部
3	論文目録					1部
4	論文内容要旨					1部

備考 博士(〇〇)の括弧内には、博士論文の内容に係る専攻分野の名称を記入すること。(記入例 博士(文学)、博士(理学))

別記様式第7号

(第6条第1項の規定による論文目録の様式)

論 文 目 録

氏 名			
博士論文	( 冊)		
題 名	公表の方法	公表の年月日	
参考論文 題 名	公表の方法	公表年月日	冊 数

備考

- 1 論文題名(博士論文、参考論文)が外国語の場合は、活字体で記入し、日本語の訳文を括弧書きすること。
- 2 論文(博士論文、参考論文)が未公表の場合は、公表予定の方法及び時期を記入すること。
- 3 参考論文については、提出する論文についてのみ、その題名及び冊数を記入すること。



別記様式第8号

(第6条第1項の規定による履歴書の様式)

履 歴 書

ふりがな		性 別	生 年 月 日
氏 名		男 ・ 女	年 月 日
本 籍	現 住 所		
都道 府県	(郵便番号)		
学 歴			
年 月 日			卒業
-----			
-----			
研究歴			
年 月 日			
-----			
-----			
職 歴			
年 月 日			
-----			
-----			
-----			

備考

- 1 学歴は、大学卒業以後(大学を卒業していない場合には、最終出身学校)について、学科名又は専攻名までを記入すること。
- 2 研究歴及び職歴は、主なものを記入すること。

別記様式第1号（第2条の2の規定により授与する学位記の様式）

（平3規55・追加、平6規23・平15規9・一部改正、平17規32・全改、平30規56・一部改正）

別記様式第2号（第3条の規定により授与する学位記の様式）

（平3規55・追加、平14規37・平15規9・一部改正、平17規32・全改、平30規56・一部改正）

別記様式第3号（第4条第1項の規定により授与する学位記の様式）

（平3規55・追加、平14規37・平15規9・一部改正、平17規32・全改、平30規56・一部改正）

別記様式第3—2号（第4条第1項の規定により授与する学位記の様式で東北大学大学院通則第2条の2に規定する学位プログラムを修了した者へ授与するもの）

（平25規24・追加、平29規39・平30規56・一部改正）

別記様式第4号（第4条第2項の規定により授与する学位記の様式）

（平3規55・追加、平15規9・一部改正、平17規32・全改、平30規56・一部改正）

別記様式第5号（第4条の2の規定により授与する学位記の様式）

（平16規87・追加、平17規32・全改、平30規56・一部改正）

別記様式第6号

（平3規55・追加、平8規32・一部改正、平16規87・旧別記様式第5号繰下、平25規91・一部改正）

別記様式第7号

（平3規55・追加、平16規87・旧別記様式第6号繰下）

別記様式第8号

（平3規55・追加、平16規87・旧別記様式第7号繰下）

○東北大学工学部規程

平成5年4月1日  
規第119号  
改正 平成6年4月1日規第39号  
平成7年3月31日規第50号  
平成8年4月1日規第47号  
平成9年3月14日規第9号  
平成10年3月11日規第4号  
平成11年3月15日規第11号  
平成12年3月17日規第16号  
平成13年3月26日規第34号  
平成14年4月1日規第67号  
平成15年4月1日規第71号  
平成16年4月1日規第218号  
平成17年12月27日規第186号  
平成18年3月7日規第12号  
平成19年3月13日規第2号  
平成20年3月11日規第28号  
平成22年6月23日規第64号  
平成23年3月8日規第6号  
平成23年6月21日規第77号  
平成24年3月13日規第13号  
平成26年3月11日規第7号  
平成27年3月23日規第31号  
平成28年3月8日規第23号  
平成29年2月7日規第9号  
平成29年3月14日規第13号  
平成31年3月26日規第52号  
令和2年3月28日規第46号  
令和3年1月12日規第2号  
令和4年3月8日規第15号  
令和5年3月29日規第61号  
令和 年 月 日規第 号

東北大学工学部（後期）規程（昭和29年2月23日制定）の全部を改正する。

東北大学工学部規程

目次

第1章 総則（第1条）

- 第1章の2 教育目的及び教育目標（第1条の2・第1条の3）
- 第1章の3 学科等（第2条・第2条の2）
- 第2章 入学、転入学、編入学、転学部及び再入学（第3条—第8条）
- 第3章 教育課程の編成（第9条）
- 第4章 全学教育科目等の授業、履修方法、試験等（第10条）
- 第5章 専門教育科目等の授業、履修方法、試験等（第11条—第20条）
- 第6章 他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び留学等（第21条—第24条）
- 第6章の2 大学以外の教育施設等における学修（第25条—第25条の3）
- 第7章 卒業（第26条）
- 第8章 科目等履修生（第27条—第29条）
- 第9章 特別聴講学生（第30条）
- 第10章 学部入学前教育受講生（第31条—第36条）

#### 附則

##### 第1章 総則

第1条 東北大学工学部（以下「本学部」という。）における入学、転入学、編入学、転学部、修学、試験、卒業等については、東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定。以下「通則」という。）に定めるところのほか、この規程による。ただし、工学部長（以下「学部長」という。）は、この規程にかかわらず、必要に応じ教授会の議を経て、特例を定めることができる。

##### 第1章の2 教育目的及び教育目標

第1条の2 本学部は、東北大学の理念及び教育目的に沿って、自然、人間及び社会についての深い知識及び国際社会の一員としての広い視野を持ち、互いに尊重し合い、自ら考えて行動する、創造性豊かな人材であり、かつ、工学分野において世界を先導する研究者又は技術者としての基礎を身に付け、我が国ひいては世界の文明及び産業を牽引し、人類の持続的発展に貢献することができる人材を育成することを教育目的とする。

第1条の3 前条の教育目的を実現するため、本学部では、次に掲げる知識及び能力のかん養を教育目標とする。

- 一 自然科学及び人文社会科学に関する幅広い教養及び基礎知識
- 二 工学共通の基礎知識及び各専門分野に関する基盤知識
- 三 多様な問題を分析し、論理的に解決するための基礎能力
- 四 語学力、コミュニケーション能力及びチームワーク能力
- 五 国際社会の一員として異なる文化を尊重し、理解する能力
- 六 研究者又は技術者として、人類及び社会に貢献する気概を持ち、自発的に学習し、自ら考え行動する能力

##### 第1章の3 学科等

第2条 本学部に、次の学科を置く。

機械知能・航空工学科

電気情報物理工学科

化学・バイオ工学科

材料科学総合学科

建築・社会環境工学科

2 各学科に、履修上の区分として別表第1のとおりコース及び特別コースを置く。

第2条の2 学生の在学年限は、6年とする。

第2章 入学、転入学、編入学、転学部及び再入学

第3条 入学に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

第4条 収容定員に余裕がある場合は、選考の上、転入学、編入学又は転学部を許可することができる。

2 前項に規定する選考を受けることのできる者は、通則第11条第1項に定める者とする。

第5条 削除

第6条 第4条の規定により転入学、編入学又は転学部を許可された者の、修得すべき単位数、履修方法等については、教授会の議を経て、学部長が定める。

第7条 本学部を途中で退学した者で、本学部の同一学科に再入学を志願するものがあるときは、選考の上、許可することができる。

第8条 本学部に入學を許可された者が、本学部に入學する前に本學、他の大學若しくは短期大學又は外國の大學若しくは短期大學若しくは我が國において、外國の大學若しくは短期大學の課程を有するものとして当該外國の學校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科學大臣が別に指定するもの（以下「外國の大學等の課程を有する教育施設」という。）の当該教育課程において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む。）は、教授会の議を経て、学部長が定めるところにより、第23条、第25条第1項及び第25条の2第1項の規定により修得したものとみなし、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位を限度として、本学部において修得したものと認めることがある。

2 前項の認定を受けようとする者は、所定の申請書に必要書類を添えて、全学教育科目及び専門教育科目について所定の期日までに学部長に願い出なければならない。

第3章 教育課程の編成

第9条 本学部の教育課程は、次の各号に掲げる授業科目をもって編成する。

一 全学教育科目

二 専門教育科目

三 教職に関する科目（本学において教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める教科及び教職に関する科目として開設する授業科目のうち前二号として開設するもの以外のものをいう。以下「教職科目」という。）

第4章 全学教育科目等の授業、履修方法、試験等

第10条 全学教育科目及び教職科目（学部において開設するものを除く。）の授業科目、単位数等は、東北大学全学教育科目等規程（平成5年規第91号）第3条による。

2 前項の授業科目の履修方法及び試験等については、東北大学全学教育科目等規程に定めるところ

ろのほか、教授会の議を経て、学部長が定める。

## 第5章 専門教育科目等の授業、履修方法、試験等

第11条 専門教育科目の種類は、工学共通科目及び学科専門科目とする。

2 専門教育科目及び教職科目（本学部において開設するものに限る。）の授業科目、単位数、毎週授業時間数、配当学年、履修方法、授業担当教員等については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

第12条 学生は、毎学期の所定の期日までに、履修しようとする授業科目を学部長及び担当教員に届け出なければならない。

第13条 学生は、所属学科以外の授業科目を履修しようとするときは、その授業科目の担当教員の承認を得なければならない。

第14条 学生は、学部長の許可を得て、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合には、当該学部所定の手続によらなければならない。

第15条 他の学部の学生が、本学部の授業科目の履修を願い出たときは、許可することがある。

2 前項の場合には、第12条の規定を準用する。

第16条 授業科目履修の認定は、試験等の成績による。

2 試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

第17条 試験等の成績は、公表しないことを原則とする。

第18条 試験等は、所定の時期に授業担当教員が行う。

第19条 やむを得ない理由により、試験等を受けることのできなかつた者は、追試験等を受けることができる。

2 試験等又は追試験等に合格しなかつた者には、再試験等を行うことがある。

第20条 削除

## 第6章 他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び留学等

第21条 学生は、学部長の許可を得て、教授会の議を経て、学部長が定める他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学若しくは短期大学又はこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学等」という。）が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の課程を有する教育施設の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

第22条 学生が外国の大学等において修学することが教育上有益であると教授会の議を経て、学部長が認めるときは、あらかじめ、当該外国の大学等と協議の上、学生が当該外国の大学等に留学することを認めることがある。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、当該外国の大学等とあらかじめ協議を行うことが困難な場合には、留学を認めた後に当該協議を行うことがある。

3 留学の期間は、在学年数に算入する。

4 第1項及び第2項の規定は、学生が休学中に外国の大学等において修学する場合について準用する。

第23条 第21条の規定により履修した授業科目について修得した単位及び前条第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、教授会の議を経て、学部長が定めるところにより、第8条第1項、第25条第1項及び第25条の2第1項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位までを本学部において修得したものとみなす。

第24条 この章に規定するもののほか、他の大学における授業科目の履修、外国の大学等が行う通信教育における授業科目の我が国における履修、外国の大学等の課程を有する教育施設の当該教育課程における授業科目の我が国における履修、外国の大学等への留学及び休学中の外国の大学等における修学に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

#### 第6章の2 大学以外の教育施設等における学修

第25条 学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修で、教授会の議を経て、学部長が定めるものは、本学部における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

2 前項の規定により本学部において履修とみなし与える単位数は、第8条第1項、第23条及び次条第1項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位を限度とする。

第25条の2 入学する前に学生が行った前条第1項に規定する学修については、教授会の議を経て、学部長が定めるところにより、本学部における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

2 前項の規定により本学部において履修とみなし与える単位数は、第8条第1項、第23条及び前条第1項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位を限度とする。

第25条の3 この章に規定するもののほか、大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

#### 第7章 卒業

第26条 本学部を卒業するためには、本学部で4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、別表第2に掲げるところにより必要な単位を修得しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本学部で3年以上在学し、必要な単位を優秀な成績で修得した場合は、卒業と認めることがある。

3 卒業の認定は、教授会の議を経て、学部長が行う。

#### 第8章 科目等履修生

第27条 科目等履修生として入学できる者は、次の各号の一に該当し、教授会の議を経て、学部長の承認を得た者とする。

- 一 本学又は修業年限4年以上の他の大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- 二 短期大学又は高等専門学校の卒業者（専門職大学の前期課程の修了者を含む。）
- 三 旧制高等学校又は旧制専門学校の卒業者
- 四 授業科目担当教員において、前三号に準ずる相当の学力があると認められた者

第28条 科目等履修生の在学期間は、1年半以内とする。ただし、授業科目担当教員が承認し、及び教授会の議を経て、学部長が認めた者は、引き続き在学することができる。

第29条 科目等履修生は、履修した授業科目について、所定の試験等を受けて単位を修得することができる。

2 科目等履修生が、修得した単位について証明を希望するときは、学部長の単位修得証明書を交付することができる。

#### 第9章 特別聴講学生

第30条 他の大学、短期大学若しくは高等専門学校 of 学生又は外国の大学、短期大学若しくはこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学・短期大学等」という。）の学生で、本学部の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学・短期大学等と協議して定めるところにより、特別聴講学生として受入れを許可することができる。

2 特別聴講学生の受入れに関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

#### 第10章 学部入学前教育受講生

第31条 入学前教育の受講を志願する者があるときは、学部入学前教育受講生として入学を許可することができる。

第32条 学部入学前教育受講生として入学することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 通則第7条各号のいずれかに該当する者

二 グローバル入試Ⅱ期に合格した者であつて、通則第15条第1項に規定する入学料の納付又は入学料の免除若しくは徴収猶予の許可の願い出及び通則第17条第1項に規定する宣誓書の提出を行ったもの

第33条 学部入学前教育受講生として入学を志願する者は、所定の期日までに願書を学部長に提出しなければならない。

第34条 学部入学前教育受講生の入学の時期は、8月1日とする。

第35条 学部入学前教育受講生の在学期間は、2月とする。

第36条 学部入学前教育受講生に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。

2 平成5年3月31日において現に本学部後期課程に在学する者及び平成5年4月1日以降において本学部後期課程に進学する者（以下「在学者」という。）並びに平成5年4月1日以降に在学者の属する年次に転入学、編入学、転学部又は再入学する者の進学、教育課程、履修方法、卒業の要件等については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、平成6年4月1日以降は、改正前の第12条中「学部又は教養部」とあるのは「学部」と読み替えるものとする。

#### 附 則（平成6年4月1日規第39号改正）

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。



- 2 平成5年度以前に入学した者の授業科目、単位数及び履修方法については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月31日規第50号改正）

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成6年度以前に入学した者の授業科目、単位数及び履修方法については、改正後の東北大学工学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成8年4月1日規第47号改正）

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 資源工学科及び原子核工学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成8年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成7年度以前に入学した者の試験、授業科目、単位数及び卒業に要する最低修得単位数については、改正後の第20条、第21条、別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月14日規第9号改正）

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成8年度以前に入学した者の授業科目、単位数及び卒業に要する最低修得単位数については、改正後の別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月11日規第4号改正）

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成9年度以前に入学した者の授業科目、単位数及び卒業に要する最低修得単位数については、改正後の別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月15日規第11号改正）

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度以前に入学した者の授業科目、単位数及び卒業に要する最低修得単位数については、改正後の別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月17日規第16号改正）

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の2の規定にかかわらず、平成11年度以前に入学した者の在学年限は8年とする。
- 3 改正後の別表第2（「工学英語」に係る部分を除く。）及び別表第3の規定は、平成12年度入学者から適用する。

附 則（平成13年3月26日規第34号改正）

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行し、改正後の第25条の2第1項の規定は、平成13年1月6日から適用する。
- 2 改正後の第26条第2項の規定は、この規程の施行の日前から引き続き本学に在学する者（同日前に本学又は他の大学に在学し、同日以後に本学に在学することとなった者のうち、文部科学大臣の定める者を含む。）については、適用しない。

- 3 平成12年度以前に入学した者の授業科目及び単位数は、改正後の別表第2の規定（「情報化社会と職業」、「情報化社会論」及び「情報科教育法」に係る部分を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成14年4月1日規第67号改正）

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前に入学した者の授業科目、単位数及び卒業に要する最低修得単位数については、改正後の別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成15年4月1日規第71号改正）

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成16年4月1日規第218号改正）

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した者の教育上の区分、学科の決定、授業科目、単位及び最低修得単位については、改正後の第2条第2項、別表第1、別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月27日規第186号改正）抄

- 1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月7日規第12号改正）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に入学した者の入学前の既修得単位の認定については、改正後の第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月13日規第2号改正）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前に入学した者の所属する学科、履修上の区分及び卒業に要する最低修得単位数については、改正後の第2条、別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月11日規第28号改正）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に入学した者の履修上の区分については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年6月23日規第64号改正）

- 1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の前日に入学した者の履修上の区分については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月8日規第6号改正）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月21日規第77号改正）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に入学及び編入学した者の履修上の区分及び卒業に要する最低修得単位数については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月13日規第13号改正）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学、転学部及び編入学した者の授業科目及び卒業に要する最低修得単位数については、改正後の第11条第1項及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月11日規第7号改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日規第31号改正）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学、転学部、編入学及び再入学した者の所属する学科、履修上の区分及び卒業に要する最低修得単位数については、改正後の第2条、別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月8日規第23号改正）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学、転学部、編入学及び再入学した者の履修上の区分及び卒業に要する最低修得単位数については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年2月7日規第9号改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月14日規第13号改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日規第52号改正）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学、編入学、転学部及び再入学した者の、教育課程及び卒業に要する最低修得単位数は、改正後の第9条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月28日規第46号改正）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月12日規第2号改正）

この規程は、令和3年1月12日から施行する。

附 則（令和4年3月8日規第15号改正）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学、転学部、編入学及び再入学した者の卒業に要する最低修得単位数については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月29日規第61号改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和 年 月 日規第 号改正）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に入学、転学部、編入学及び再入学した者の履修上の区分については、改正後の第2条第2項及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

学科名	コース名	特別コース名
機械知能・航空工学科	機械システムコース ファインメカニクスコース ロボティクスコース 航空宇宙コース 量子サイエンスコース エネルギー環境コース 機械・医工学コース 国際機械工学コース	情報特別コース
電気情報物理工学科	電気工学コース 通信工学コース 電子工学コース 応用物理学コース 情報工学コース バイオ・医工学コース	情報特別コース
化学・バイオ工学科	応用化学コース 化学工学コース バイオ工学コース	
材料科学総合学科	金属フロンティア工学コース 知能デバイス材料学コース 材料システム工学コース 材料環境学コース	
建築・社会環境工学科	社会基盤デザインコース 水環境デザインコース 都市システム計画コース 都市・建築デザインコース 都市・建築学コース	情報特別コース

備考 情報特別コースの定員は、合わせて40人とする。

別表第2

学科・コース	必要単位数
--------	-------

機械知能・航空工学科	機械システムコース ファインメカニクスコース ロボティクスコース 航空宇宙コース 量子サイエンスコース エネルギー環境コース 機械・医工学コース 国際機械工学コース	全学教育科目47単位以上及び専門教育科目81単位以上を含め、130単位以上
電気情報物理工学科	電気工学コース 通信工学コース 電子工学コース 応用物理学コース 情報工学コース バイオ・医工学コース	全学教育科目47単位以上及び専門教育科目75単位以上を含め、124単位以上
化学・バイオ工学科	応用化学コース 化学工学コース バイオ工学コース	全学教育科目47単位以上及び専門教育科目78単位以上を含め、127単位以上
材料科学総合学科	金属フロンティア工学コース 知能デバイス材料学コース 材料システム工学コース 材料環境学コース	全学教育科目47単位以上及び専門教育科目81単位以上を含め、130単位以上
建築・社会環境工学科	社会基盤デザインコース 水環境デザインコース 都市システム計画コース 都市・建築デザインコース	全学教育科目47単位以上及び専門教育科目76単位以上を含め、125単位以上



## 変更事項

(東北大学工学部規程(案))

### [変更の事由]

東北大学工学部の学科に設ける履修上の区分について、「令和5年度大学・高専機能強化支援事業(高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援)」に基づき、情報特別コースを設けるため。

### [変更点]

東北大学工学部の機械知能・航空工学科、電気情報物理工学科及び建築・社会環境工学科共通のコースとして情報特別コースを設け、その定員を40人とする。

東北大学工学部規程新旧対照表（案）

改正後			改正前		
<p>○東北大学工学部規程</p> <p>第2条 本学部に、次の学科を置く。</p> <p>機械知能・航空工学科</p> <p>電気情報物理工学科</p> <p>化学・バイオ工学科</p> <p>材料科学総合学科</p> <p>建築・社会環境工学科</p> <p>2 各学科に、履修上の区分として別表第1のとおりコース及び特別コースを置く。</p> <p>別表第1</p>			<p>○東北大学工学部規程</p> <p>第2条 本学部に、次の学科を置く。</p> <p>機械知能・航空工学科</p> <p>電気情報物理工学科</p> <p>化学・バイオ工学科</p> <p>材料科学総合学科</p> <p>建築・社会環境工学科</p> <p>2 各学科に、履修上の区分として別表第1のとおりコースを置く。</p> <p>別表第1</p>		
学科名	コース名	特別コース名	学科名	コース名	
機械知能・航空工学科	機械システムコース	<u>情報特別コース</u>	機械知能・航空工学科	機械システムコース	
	ファインメカニクスコース			ファインメカニクスコース	
	ロボティクスコース			ロボティクスコース	
	航空宇宙コース			航空宇宙コース	
	量子サイエンスコース			量子サイエンスコース	
	エネルギー環境コース			エネルギー環境コース	
	機械・医工学コース			機械・医工学コース	
国際機械工学コース	国際機械工学コース				
電気情報物理工学科	電気工学コース	<u>情報特別コース</u>	電気情報物理工学科	電気工学コース	
	通信工学コース			通信工学コース	
	電子工学コース			電子工学コース	
	応用物理学コース			応用物理学コース	
	情報工学コース			情報工学コース	
	バイオ・医工学コース			バイオ・医工学コース	
化学・バイオ工学科	応用化学コース		化学・バイオ工学科	応用化学コース	
	化学工学コース			化学工学コース	
	バイオ工学コース			バイオ工学コース	
材料科学総合学科	金属フロンティア工学コース		材料科学総合学科	金属フロンティア工学コース	
	知能デバイス材料学コース			知能デバイス材料学コース	
	材料システム工学コース			材料システム工学コース	
	材料環境学コース			材料環境学コース	
建築・社会環境工学科	社会基盤デザインコース	<u>情報特別コース</u>	建築・社会環境工学科	社会基盤デザインコース	
	水環境デザインコース			水環境デザインコース	
	都市システム計画コース			都市システム計画コース	
	都市・建築デザインコース			都市・建築デザインコース	
	都市・建築学コース			都市・建築学コース	
備考 <u>情報特別コースの定員は、合わせて40人とする。</u>					

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。



2 令和5年度以前に入学、転学部、編入学及び再入学した者の履修上の区分については、改正後の第2条第2項及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○東北大学工学部授業科目及び単位数内規

平成17年12月27日

制定

改正 平成18年3月1日

平成19年2月7日

平成19年3月7日

平成20年2月4日

平成21年2月4日

平成21年3月4日

平成22年2月3日

平成23年2月2日

平成23年3月7日

平成24年3月5日

平成24年3月21日

平成25年3月4日

平成25年3月28日

平成26年3月3日

平成27年3月2日

平成27年9月2日

平成28年2月3日

平成29年2月1日

平成30年2月7日

平成31年3月11日

令和元年5月8日

令和2年3月26日

令和3年3月8日

令和4年3月23日

令和5年3月1日

令和 年 月 日

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学工学部規程（平成5年規第119号、以下「規程」という。）第1条第2項の規定に基づき、東北大学工学部（以下「本学部」という。）において開設する授業科目及び単位数について定めるものとする。

(授業科目及び単位数)

第2条 本学部において開設する専門教育科目の授業科目及び単位数は、別表第1による。

2 教職に関する科目（本学において教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める教科及び教職に関する科目として開設する授業科目のうち全学教育科目及び専門教育科目として開設

するもの以外のものをいう。) で本学部において開設するものの授業科目及び単位数は、別表第2による。

附 則

- 1 この内規は、平成18年1月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、この内規の規定にかかわらず、この内規施行の日の前日において改正前の規程により適用されていた授業科目及び単位数とする。

附 則 (平成18年3月1日改正)

- 1 この内規は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、この内規の規定にかかわらず、この内規施行の日の前日において改正前の規程により適用されていた授業科目及び単位数とする。

附 則 (平成19年2月7日改正)

- 1 この内規は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月7日改正)

- 1 この内規は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成20年2月4日改正)

- 1 この内規は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に入学、転学部、編入学及び再入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成21年2月4日改正)

- 1 この内規は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に入学、転学部、編入学及び再入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月4日改正)

- 1 この内規は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に入学、転学部、編入学及び再入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成22年2月3日改正)

- 1 この内規は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学、転学部、編入学及び再入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成23年2月2日改正)

- 1 この内規は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に入学、転学部、編入学及び再入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月7日改正）

- 1 この内規は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に入学、転学部、編入学及び再入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月5日改正）

- 1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学、転学部、編入学及び再入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月21日改正）

- 1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学、転学部、編入学及び再入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月4日改正）

- 1 この内規は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学、転学部、編入学及び再入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1（工学部共通科目の表国際工学研修Ⅰ、国際工学研修Ⅱ、国際工学研修Ⅲ、国際工学研修Ⅳの項を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月28日改正）

- 1 この内規は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学、転学部、編入学及び再入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1（学科専門科目材料科学総合学科の表材料統計力学の項を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月3日改正）

- 1 この内規は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学、転学部、編入学及び再入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月2日改正）

- 1 この内規は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学、転学部、編入学及び再入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年9月2日改正）

- 1 この内規は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 平成27年9月以前に入学、転学部、編入学及び再入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月3日改正）

- 1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学、転学部、編入学及び再入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年2月1日改正）

- 1 この内規は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学、転学部、編入学及び再入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月7日改正）

- 1 この内規は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学、転学部、編入学及び再入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月11日改正）

- 1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学、編入学、転学部及び再入学した者の授業科目及び単位数は、改正後の第2条第2項及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年5月8日改正）

- 1 この内規は、令和元年5月8日から施行し、改正後の別表第1の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 平成30年度以前に入学、転入学、編入学、転学部及び再入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月26日改正）

- 1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前に入学、編入学、転学部及び再入学した者の授業科目及び単位数は、改正後の別表第1及び第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月8日改正）

- 1 この内規は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に入学、編入学、転学部及び再入学した者の授業科目及び単位数は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月23日改正）

- 1 この内規は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学、編入学、転学部及び再入学した者の授業科目及び単位数は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月1日改正）

- 1 この内規は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に入学、編入学、転学部及び再入学した者の授業科目及び単位数は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和 年 月 日改正)

- 1 この内規は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に入学、編入学、転学部及び再入学した者の授業科目及び単位数は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

工学部共通科目

授業科目	単位数
数学物理学演習Ⅰ	1
数学物理学演習Ⅱ	1
情報処理演習	1
創造工学研修	1
工学倫理	1
工学英語Ⅰ	1
アカデミック・ライティング	1
工学英語Ⅱ	1
知的財産権入門	1
技術社会システム概論	2
生体医工学入門	2
工業線形代数学	2
機械工学概論	2
電子工学概論	2
工学化学概論	2
工業物理学概論	2
生物工学概論	2
材料理工学概論	2
環境工学概論	2
計算機学	2
情報数学	2
オートマトン・言語理論	2
デジタルコンピューティング	2
アルゴリズムとデータ構造	2
情報通信理論	2
人工知能	2
データ科学と機械学習の数理	2
国際工学研修Ⅰ	…
国際工学研修Ⅱ	…

国際工学研修Ⅲ	…
国際工学研修Ⅳ	…
工学教育院特別講義	…

学科専門科目

機械知能・航空工学科

授業科目	単位数
機械工学序説	2
数学Ⅰ	2
数学Ⅱ	2
数理解析学	2
力学	2
数理情報学演習	2
材料力学Ⅰ	2
流体力学Ⅰ	2
材料力学Ⅱ	2
量子力学	2
量子力学A	2
機械力学Ⅰ	2
機械力学	2
熱力学Ⅰ	2
熱力学A	2
制御工学Ⅰ	2
制御工学基礎	2
界面物理化学	2
電磁気学	2
電磁気学A	2
熱力学Ⅱ	2
熱力学B	2
材料科学Ⅰ	2
材料科学A	2
材料科学Ⅱ	2
材料科学B	2
コンピュータ実習Ⅰ	1
コンピュータ実習	1
機械知能・航空研修Ⅰ	2
機械知能・航空研修A	2

機械知能・航空研修A1	1
機械知能・航空研修A2	1
計画及び製図 I	1
計画及び製図	1
量子サイエンス入門	2
エネルギー環境入門	2
日本の産業と科学技術	1
機械力学Ⅱ	2
機械創成学Ⅰ	2
資源循環論	2
情報科学基礎Ⅰ	2
情報科学基礎	2
電気電子回路Ⅰ	2
電気電子回路	2
機械創成学Ⅱ	2
電気電子回路Ⅱ	2
情報科学基礎Ⅱ	2
制御工学Ⅱ	2
流体力学Ⅱ	2
伝熱学	2
熱・物質輸送論	2
弾性力学	2
宇宙工学	2
生命機械工学	2
量子力学B	2
電磁気学B	2
反応速度論	2
移動現象論	2
放射線医用工学	2
環境地球科学	2
機械知能・航空実験Ⅰ	1
機械知能・航空実験A	1
機械知能・航空研修Ⅱ	1
機械知能・航空研修B	1
機械工作実習	1
コンピュータ実習Ⅱ	1



学際インターンシップ	1
材料強度学	2
材料の強度と破壊	2
計算力学	2
計算材料力学	2
数値流体力学	2
空気力学	2
機械設計学Ⅰ	2
機械設計学Ⅱ	2
ロボティクスⅠ	2
ロボティクスⅡ	2
計測工学Ⅰ	2
計測工学Ⅱ	2
エネルギー変換工学	2
航空機設計学	2
数理流体力学	2
計測工学基礎	2
核エネルギー物理学	2
放射化学	2
中性子輸送学	2
環境システム学Ⅱ	2
環境材料学	2
ジオメカニクス	2
機械知能・航空実験Ⅱ	1
機械知能・航空実験B	1
計画及び製図Ⅱ	1
エネルギー・資源論	2
トライボロジー	2
燃焼工学	2
航空宇宙機学	2
放射線安全工学	2
核燃料・材料学概論	2
原子力安全規制概論	2
環境システム学Ⅰ	2
貯留層工学	2
エネルギー材料科学	2

核環境工学	2
エネルギー環境コース特別講義	…
学外見学	…
学外実習	…
機械知能・航空特別研修	…
機械知能・航空特別講義 I	…
機械知能・航空特別講義 II	…
卒業研究	6

電気情報物理工学科

授業科目	単位数
電気情報物理工学序説	1
電磁気学基礎論	2
電気回路学基礎論	2
応用数学A	2
電磁気学基礎演習	1
電気回路学基礎演習	1
プログラミング演習A	2
電磁気学 I	2
電気回路学 I	2
電気計測学	2
応用数学B	2
量子力学A	2
熱学・統計力学A	2
電子物性A	2
解析力学	2
熱力学	2
電磁気学 I 演習	1
電気回路学 I 演習	1
物理数学演習	1
通信工学概論	2
工学者のための医学概論	2
基礎生物科学	2
電気・通信・電子・情報工学実験A	1
応用物理学実験A	1
電磁気学 II	2
電気回路学 II	2

電磁エネルギー変換A	2
電気エネルギー発生工学	2
デジタル信号処理	2
通信工学	2
統計力学A	2
計算機ソフトウェア工学	2
プログラミング演習B	2
量子力学B	2
システムソフトウェア工学	2
情報論理学	2
量子プログラミング	2
電子物性B	2
生命システム情報学	2
量子力学演習	1
半導体デバイス	2
電子回路 I	2
システム制御工学A	2
基礎磁気工学	2
基礎生命工学	2
クラウド・セキュリティ演習	1
情報社会論	2
情報化社会と職業	2
電気・通信・電子・情報工学実験B	1
応用物理学実験B	1
電気電子材料	2
プラズマ理工学	2
電子回路 II	2
熱学・統計力学B	2
統計力学B	2
応用物理計測学	2
数理最適化	2
基礎システム工学	2
電磁エネルギー変換B	2
光エレクトロニクス	2
集積回路工学	2
ネットワークコンピューティング	2

通信符号理論	2
光波・電波伝送工学	2
半導体材料プロセス工学	2
コンピュータグラフィックス	2
数値コンピューティング	2
画像情報処理工学	2
コンパイラ	2
データベース	2
統計力学演習	1
システム制御工学B	2
物性物理原論A	2
物性物理原論B	2
物性物理学演習 I	1
物性材料学	2
知覚感性工学	2
医用イメージング	2
セキュリティ総論A	2
制御システムセキュリティ演習	1
電気・通信・電子・情報工学実験C	2
応用物理学実験C	2
パワーエレクトロニクス基礎	2
高電圧エネルギー工学	2
電気エネルギーシステム工学基礎	2
電気エネルギー応用工学	2
ワイヤレス伝送工学	2
音響工学	2
パターン認識論	2
電波法	1
量子力学C	2
物性物理原論C	2
物性物理学演習 II	1
結晶解析学	2
光理工学	2
低温理工学	2
生物物理学	2
集積回路設計演習	2

ウェブコンピューティング	2
ロボット知能システム	2
バーチャルリアリティ学	2
電気・通信・電子・情報工学実験D	2
応用物理学実験D	2
応用物理学研修	2
電気工学セミナー	3
通信工学セミナー	3
電子工学セミナー	3
応用物理学セミナー	3
情報工学セミナー	3
バイオ・医工学セミナー	3
電気情報物理工学卒業研修	6
電気機器設計法	2
電気法規・電気施設管理	2
原子核工学	2
データ通信工学	2
インターンシップ	1または2
電気情報物理工学特別講義	

化学・バイオ工学科

授業科目	単位数
基礎物理化学	2
基礎無機化学	2
基礎有機化学	2
反応有機化学	2
化学工学基礎	2
基礎生物化学	2
応用量子化学	2
移動現象論	2
プロセス工学基礎	2
反応生物化学	2
応用物理化学	2
分析化学	2
有機資源変換化学	2
構造有機化学	2
分離工学 I	2

界面電気化学	2
有機合成化学	2
化学及び生物反応工学	2
エネルギー工学	2
分離工学Ⅱ	2
生体情報化学	2
生体機能化学	2
環境プロセス化学	2
固体化学	2
表面化学	2
高分子化学	2
レオロジー工学	2
プロセス制御	2
プロセスシステム工学	2
生物物理化学	2
応用生物化学	2
化学・バイオ工学Ⅰ	2
化学・バイオ工学Ⅱ	2
工学化学序説	2
化学・バイオ工学特別講義Ⅰ	…
化学・バイオ工学特別講義Ⅱ	…
学外見学	1
インターンシップ	…
化学・バイオ工学演習A	1
化学・バイオ工学演習B	1
化学・バイオ工学演習C	2
化学・バイオ工学実験A	4
化学・バイオ工学実験B	4
化学・バイオ工学研修	2
化学・バイオ工学卒業研修A	2
化学・バイオ工学セミナー	1
応用化学セミナー	1
化学工学セミナー	1
バイオ工学セミナー	1
化学・バイオ工学卒業研修B	10

材料科学総合学科

授業科目	単位数
工業数学Ⅰ	2
工業数学Ⅱ	2
材料学概論	1
材料組織学	2
材料強度学	2
材料物理化学Ⅰ	2
材料物理化学Ⅱ	2
電気化学	2
材料反応速度論	2
高分子・生体物質の物理化学	2
解析力学	1
電磁気学	2
量子力学入門	2
結晶回折学	2
物性学基礎	1
材料統計力学	2
固体物性論	2
表面・界面の物理学	2
材料力学Ⅰ	2
伝熱・流体の力学	2
材料力学Ⅱ	1
鉄鋼製錬学	2
接合工学	2
環境材料プロセス学	2
移動現象論	2
塑性加工学	2
材料分析科学	2
鑄造工学	1
粉体加工学	1
材料計測評価学	2
非鉄金属製錬学	2
構成材料学	2
材料破壊力学	1
電子材料学	2
磁性材料学	2

セラミックス材料学	2
コンピュータ演習	1
基礎電気工学	1
材料学計画及び製図	2
材料科学総合学実験	6
材料科学総合学基盤研修	2
材料科学総合学卒業研修	6
材料科学総合学特別講義	…
材料理工学序説	2
マテリアルズ サイエンス アンド エンジニアリングB	2
インターンシップ	…
Global Challenge Course I	2
Global Challenge Course II	2
工場見学	…

建築・社会環境工学科

授業科目	単位数
環境工学序説	2
基礎設計A	2
基礎設計B	2
空間創造の力学	3
シビックデザインの力学	1
水環境創造のフロンティア	1
都市と交通のシステム	1
都市・建築デザイン	1
都市・建築エンジニアリング	1
建築・社会環境工学演習	1
近・現代建築史	1
土木史	1
建築・社会環境工学特別講義	…
応用線形代数学	2
応用確率統計学	2
最適化数理	2
システム数理	2
データ数理	2
計画数理	2
コンクリート工学	2



構造解析学及び同演習	3
弾性体力学	2
地盤工学A	2
地盤工学B	2
水理学A及び同演習	3
水理学B及び同演習	3
水質工学	2
環境計画	2
土木計画学	2
交通計画A	2
社会環境工学実験	1
測量学及び同実習	2
工学倫理（土木）	1
景観・デザイン演習	2
応用情報処理演習A	1
応用情報処理演習B	1
インターンシップA	1
社会環境整備プロジェクト	2
学外見学	1
計算力学及び同演習	3
コンクリート構造工学	2
構造安定論	2
耐震工学	2
橋梁と鋼構造	2
振動解析学	2
社会基盤デザイン演習Ⅰ	1
社会基盤デザイン演習Ⅱ	2
水道工学	2
基礎生態工学	2
環境保全工学	2
地球環境学	2
陸水の運動学	2
沿岸海洋環境工学	2
水環境デザイン演習Ⅰ	1
水環境デザイン演習Ⅱ	2
ミクロ経済学	2

交通計画B	2
都市計量解析	2
地域・都市計画	2
都市システム計画演習 I	1
都市システム計画演習 II	2
建築設計A I	2
建築設計A II	2
建築計画基礎論	2
建築設計B I	2
建築設計B II	2
施設計画論	2
アート演習	1
建築設計C I	2
建築設計C II	2
現代建築理論	2
工学倫理（建築）	1
建築設計D	2
プロジェクトマネジメント	1
建築環境工学基礎	2
建築熱・空気環境	3
建築音・光環境	2
都市環境工学	2
建築設備	2
建築環境デザイン	1
建築構造の力学	3
地盤と都市・建築	3
建築鉄骨構造	3
建築骨組解析	2
建築構造デザイン	2
地震と建築	2
鉄筋コンクリート構造	3
構造動力学	2
鉄筋コンクリート構造の設計	2
建築鉄骨構造の設計	2
建築構造解析学	2
建築材料基礎論	2

建築材料学演習	2
建築性能論	2
建築施工	2
サステナブル・エンジニアリング	2
西洋建築史	2
日本建築史	2
インターンシップB	2
都市計画	2
防災・復興空間論	2
空間論	1
建築法規	1
建築統計解析	2
社会基盤デザイン研修A	1
社会基盤デザイン研修B	6
水環境デザイン研修A	1
水環境デザイン研修B	6
都市システム計画研修A	1
都市システム計画研修B	6
都市・建築デザイン研修A	5
都市・建築デザイン研修B	5
都市・建築学研修A	5
都市・建築学研修B	5

別表第2

授業科目	単位数
幾何学概論	2
工業化学実験	1
情報科教育法	4

## 変更事項

(東北大学工学部授業科目及び単位数内規 (案) )

### [変更の事由]

東北大学工学部の学科に設ける履修上の区分について、「令和5年度大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）」に基づき、情報特別コースを設けることに伴い、工学共通科目並びに電気情報物理工学科及び建築・社会環境工学科において開講する学科専門科目について見直しを図るため。

### [変更点]

電気情報物理工学科の学科専門科目としていた、計算機学、情報数学、オートマトン・言語理論、デジタルコンピューティング、アルゴリズムとデータ構造、情報通信理論、人工知能及びデータ科学と機械学習の数理について工学共通科目と位置付ける。

また、建築・社会環境工学科の学科専門科目のうち、応用解析学をシステム数理に改め、計画数理及び同演習及びシステムズ・アナリシスを廃止するとともに、新たに最適化数理、データ数理及び計画数理を設ける。

東北大学工学部授業科目及び単位数内規新旧対照表（案）

改正後	改正前																																																
○東北大学工学部授業科目及び単位数内規 (授業科目及び単位数)	○東北大学工学部授業科目及び単位数内規 (授業科目及び単位数)																																																
第2条 本学部において開設する専門教育科目の授業科目及び単位数は、別表第1による。	第2条 本学部において開設する専門教育科目の授業科目及び単位数は、別表第1による。																																																
2 教職に関する科目(本学において教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める教科及び教職に関する科目として開設する授業科目のうち全学教育科目及び専門教育科目として開設するもの以外のものをいう。)で本学部において開設するものの授業科目及び単位数は、別表第2による。	2 教職に関する科目(本学において教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める教科及び教職に関する科目として開設する授業科目のうち全学教育科目及び専門教育科目として開設するもの以外のものをいう。)で本学部において開設するものの授業科目及び単位数は、別表第2による。																																																
別表第1	別表第1																																																
工学共通科目	工学共通科目																																																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">授業科目</th> <th style="text-align: center;">単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(省 略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境工学概論</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>計算機学</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>情報数学</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>オートマトン・言語理論</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>デジタルコンピューティング</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>アルゴリズムとデータ構造</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>情報通信理論</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>人工知能</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>データ科学と機械学習の数理</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(省 略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	授業科目	単位数	(省 略)		環境工学概論	2	計算機学	2	情報数学	2	オートマトン・言語理論	2	デジタルコンピューティング	2	アルゴリズムとデータ構造	2	情報通信理論	2	人工知能	2	データ科学と機械学習の数理	2	(省 略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">授業科目</th> <th style="text-align: center;">単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境工学概論</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	授業科目	単位数	(同 左)		環境工学概論	2																	(同 左)	
授業科目	単位数																																																
(省 略)																																																	
環境工学概論	2																																																
計算機学	2																																																
情報数学	2																																																
オートマトン・言語理論	2																																																
デジタルコンピューティング	2																																																
アルゴリズムとデータ構造	2																																																
情報通信理論	2																																																
人工知能	2																																																
データ科学と機械学習の数理	2																																																
(省 略)																																																	
授業科目	単位数																																																
(同 左)																																																	
環境工学概論	2																																																
(同 左)																																																	
学科専門科目	学科専門科目																																																
電気情報物理工学科	電気情報物理工学科																																																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">授業科目</th> <th style="text-align: center;">単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(省 略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気回路学基礎論</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(省 略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	授業科目	単位数	(省 略)		電気回路学基礎論	2			(省 略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">授業科目</th> <th style="text-align: center;">単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気回路学基礎論</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>計算機学</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	授業科目	単位数	(同 左)		電気回路学基礎論	2	計算機学	2	(同 左)																													
授業科目	単位数																																																
(省 略)																																																	
電気回路学基礎論	2																																																
(省 略)																																																	
授業科目	単位数																																																
(同 左)																																																	
電気回路学基礎論	2																																																
計算機学	2																																																
(同 左)																																																	

応用数学B	2
(省 略)	
解析力学	2
(省 略)	
量子力学B	2
(省 略)	
医用イメージング	2
(省 略)	

建築・社会環境工学科

授業科目	単位数
(省 略)	
応用確率統計学	2
<u>最適化数理</u>	<u>2</u>
<u>システム数理</u>	<u>2</u>
<u>データ数理</u>	<u>2</u>
<u>計画数理</u>	<u>2</u>
(省 略)	
交通計画A	2
(省 略)	

応用数学B	2
<u>情報通信理論</u>	<u>2</u>
(同 左)	
解析力学	2
情報数学	<u>2</u>
オートマトン・言語理論	<u>2</u>
<u>デジタルコンピューティング</u>	<u>2</u>
<u>アルゴリズムとデータ構造</u>	<u>2</u>
(同 左)	
量子力学B	2
<u>人工知能</u>	<u>2</u>
(同 左)	
医用イメージング	2
<u>データ科学と機械学習の数理</u>	<u>2</u>
(同 左)	

建築・社会環境工学科

授業科目	単位数
(同 左)	
応用確率統計学	2
<u>応用解析学</u>	<u>2</u>
(同 左)	
交通計画A	2
<u>計画数理及び同演習</u>	<u>3</u>
(同 左)	

ミクロ経済学	2	ミクロ経済学	2
		<u>システムズ・アナリシス</u>	<u>2</u>
(省 略)		(同 左)	

附 則

- 1 この内規は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に入学、編入学、転学部及び再入学した者の授業科目及び単位数は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。